

第七十二回国会 大蔵委員会 議 録 第三十一号

昭和四十九年五月十七日(金曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 安倍晋太郎君

理事 浜田 幸一君

理事 森 美秀君

理事 増本 一彦君

理事 伊藤宗一郎君

理事 栗原 祐幸君

理事 三枝 三郎君

理事 萩原 幸雄君

理事 毛利 松平君

理事 佐藤 鶴樹君

理事 塚田 庄平君

理事 村山 喜一君

理事 広沢 直樹君

出席政府委員

科学技術庁原子力局長

大蔵政務次官

大蔵省主計局次長

大蔵省主計局次

大蔵省主計局次

通商産業政務次

官

資源エネルギー庁公益事業部長

自治大臣官房審議官

委員外の出席者

資源エネルギー庁長官官房審議官

資源エネルギー庁公益事業部開発課長

大蔵委員会調査室長

末松 経正君

小野 雅文君

井上 力君

山下 稔君

岸田 文武君

高木 文雄君

森下 元晴君

柳田 桃太郎君

豊朗君

村山 達雄君

阿部 助哉君

金子 一平君

小泉純一郎君

塩谷 一夫君

村岡 兼造君

山下 元利君

高沢 寅男君

武藤 山治君

小林 政子君

竹本 孫一君

生田 豊朗君

柳田 桃太郎君

敬一君

高木 文雄君

森下 元晴君

岸田 文武君

山下 稔君

高木 文雄君

森下 元晴君

柳田 桃太郎君

敬一君

高木 文雄君

森下 元晴君

岸田 文武君

山下 稔君

高木 文雄君

森下 元晴君

柳田 桃太郎君

敬一君

高木 文雄君

森下 元晴君

柳田 桃太郎君

敬一君

高木 文雄君

五月十六日

発電所所在市町村に対する税制上の優遇措置に

関する陳情書(兵庫県朝来郡朝来町議会議長村

田五市)(第五六三三号)

零細貯金の減価対策に関する陳情書外二件

(三重県議会議長山本幸一外二名)(第五六四号)

農業後継者に対する相続税の特別措置に関する

陳情書(枚方市議会議長永村欽三)(第五六五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

電源開発促進税法案(内閣提出第六七号)

えがガソリン税の場合について、現行では道路整

備に充てるといふように非常に明確になっており

ますけれども、単に譲与税的なものとして地方の

財源に充当するのだというだけでは明瞭にし

て、そして地方の財源に充てるのだけれども、国

税として徴収するという形式をとっているものも

あるわけでございます。その結びつけをどの程

度目的を明定したものに限定して目的税というべき

かということについては、必ずしも明確なる概念

整理ができていないということではないかという

ふうに思っております。

○塚田委員 おとといの答弁の中で、国税で目的

税と考えられるものは地方道路税、特別とん税、

こうお答えになりましたが、その点は間違いない

ですか。

○高木(文)政府委員 まず、非常に厳密な意味で

の目的税というのは、地方道路税と特別とん税で

あるというふうに思います。その厳密な意味とい

うのは、現在で申しますと、揮発油税なり石油ガ

ス税、これはLPGでございますが、なりについ

ても道路整備に充てるといふことがきまっております

ますけれども、これは臨時的な措置としてそうな

っているのございまして、道路整備なり何なり

が終わりましてならば、この揮発油税という制

度、石油ガス税という制度は当然にやめることに

なっているかという、そうではなくて、ことに

揮発油税については、揮発油から揮発油税の負担

を特に求めるという制度は、もともと前からあつ

たわけでございます。それを一時的に現在では全部

道路整備に充てますというのを臨時的にきめて

いるという意味において目的税となつております

けれども、揮発油税そのものが本来の目的税で

あるということではないという点で、厳密な意味

での目的税からははずれるのではないかというふ

うに御説明をしたわけでございます。

○塚田委員 高木さんはたいへん勉強家といいま

すか学者なんで、私ももなかなか敬服している

のですけれども、御承知のとおり、地方道路税と

いうのはそもそもガソリン税から始まった長い歴

史があると思うのです。ガソリン税から地方道

路税をピックアップしてこれに目的税的な性格を

与えたということ、その過程は税調で長い間の議

論の末に、たしか昭和三十年ですか、そういう形

に変わってきて、その当時、税調でも目的税ある

いは受益者負担ということについて激しい議論と

いうか、相当分厚な意見書も出ておる、こういう

ことは高木さん御承知でしょうか。その点ひとつ

お伺いしたい。

○高木(文)政府委員 かなり以前のことござい

ますので、私は詳しくは存じませんが、また申

しわけございせんが、当時のその部分の答申を

最近読み直しておりますけれども、とにかくい

ろいろな議論がその当時繰り広げられて、税調で

慎重に審議されたということは承知いたしてお

ります。

○塚田委員 詳しく御存じないという話ですが、

これは実は昭和三十六年の十二月に「税制調査会

の答申及びその審議の内容と経過の説明」という

のが出ています。これはもうそう遠い昔じゃない

ですから、十年くらいですか、その中の「制度

の沿革」の中で、揮発油税について昭和三十年か

ら、揮発油税の中から地方道路税だけをピックア

ップして目的税的な使用のしかたをするというこ

とについての理由を長々と述べておるわけであ

る。これはどうでしょうか、十分認識されてお

れるでしょうか。具体的に言うと、これは長い答

申ですが、その答申の「揮発油税及び地方道路税

」というところの第二の中に、制度の沿革として述

べられております。

○高木(文)政府委員 ちょっと不勉強で申しわけ

ございませぬ。その部分は率直に申し上げて、前にちよつと見ましたけれども、最近特に読んでおりませぬので……。

○塚田委員 その点はあとでひとつ議論の中で展開したいと思ひます。

それでは、特別とん税ができた。いま、これを目的税と規定されましたね。その目的税は局長の説明では、税のうちその用途を税法上明らかに定めておるもの、こゝいま答弁されましたね。とん税はどうでしょうか、その用途を明らかにしておりますか。

○高木(文)政府委員 これは第一条に「特別とん税は、特別とん税法の規定による特別とん税の収入額に相当する額とし、同法第二条の開港に係る港湾施設が設置されている市町村で自治大臣が指定するものに對して譲与するものとす。」という形で、特別とん譲与税法の第一条で、港湾施設が設置されている市町村で指定するものに譲与すると、市町村に譲与するために特別とん税というものの制度がつくられておるということ、譲与税法のほうで明定するという形になつておるというふうに理解をいたしておるわけでございます。

○塚田委員 それは用途を明示したのじゃないでしよう。交付する市町村というのは、そういう港湾施設を持つておる市町村に對して交付するということであつて、何に使えというのをそれはうたつておるのじゃないでしよう。

○高木(文)政府委員 そこは譲与税という形をとつておるわけでございますので、逆に第五条のほうに於いて、国は、特別とん譲与税の譲与に當つては、その用途について条件をつけ、又は制限してはならない。というところで、その種の市町村に對する財源交付のための税であるという性格になつておるわけでございます。そのどこまでを使途といふか、つまり市町村でどういふふうに使ひなさいといふことまで明定してないではないかとおっしゃいますけれども、そこは実は、私どもの考え方と若干地方自治の考え方との関連に觸れて

くるわけでございますけれども、地方団体における用途を厳密に縛るという形をとることについては、地方自治のたてまえとの関連がございまして、港湾施設が設置されている市町村だけに交付されるということがございますから、言外に當然、その市町村は直接にではないけれども、港湾関係の維持管理等の経費に主として充てておるという気持ちはあると思ひますが、法律形式としては、おっしゃるよう、厳密な意味での目的指定がないという形式がとられております。

○塚田委員 あなたは、厳密な意味における目的税は地方道路税と特別とん税だ、こゝ言つたでしよう。いまの答弁では、厳密な意味における目的税ではない。あなたは特別とん税といふのはどういふ仕組みで地方財源に入つていくか御存じですか。これは第五条で定められておるうちに、何も用途を限定するわけでもなく、むしろその用途は限定してはならない。つまり、一般財源として地方の財政収入に充てられるのです。これは厳密な意味における目的税ですか。

○高木(文)政府委員 厳密な意味とか厳密でないとかいふことの表現が不十分であつたかもしれませぬが、私が最初に申ししたのは、地方道路税と特別とん税は厳密な意味においては目的税といへましよう。ガソリン税は一般には目的税といふといわれておりますけれども、これは厳密な意味での目的税とはいへないのではないかと。その理由は、もともと目的をきめてガソリン税があるわけではなく、もともとガソリン税という制度があつて、臨時的にいま目的をしぼつておるのだから、厳密な意味では目的税ではないという意味で申し上げたわけでございます。

それで、いまの御指摘の特別とん税は用途が明定されてないではないかという点でございますが、それは文言の上においては、おっしゃるとおり、この金を当該市町村が何に使へというふうなことは書いてございませぬ。むしろ逆に、用途について条件をつけてはいけぬ、こゝにいふものから、そういう意味ではまた、私が当初

申しましたのと若干違ふようでありますけれども、たとえば第二条をこらんになりますと、第二条では配分基準をきめてあるわけでございます。配分基準をきめるのにつきては、もつぱら港湾施設とかなんとかいふことを一つ、の基準にいたしまして、それで市町村別の案分とかなんとかいふことをきめてあるわけでございます。これらを通じてみますならば、当然港湾の維持管理ということと関連をして特別とん税といふものがあり、特別とん譲与税といふものがあるというふうに理解をしていいのではないかと思ひます。

○塚田委員 それは高木さんらしくない答弁だと思ふのです。配分基準がきめてあるから用途が明瞭だ。極端にいへば、地方交付税だつて配分基準をちゃんときめておるのです。そんな論法でいけば、どれもこれもみな目的税になるでしよう。特別とん税は、これは學者に對してこゝいうことを言うのはたいへん申しわけないのですが、これは普通税と考へるのが当然だ。一般的に港湾施設の整備に使われるから目的税といふ概念でとらえられておられるけれども、厳密にはこれは普通税だ、一般税だ、これが學說であり、むしろそであれば、大蔵省の役人の書いた本を読んでもいいですよ。特別とん税は決して目的税ではない。普通の税と一般財源として地方に入つて使ひの、たまたま——たまたまといふかそういうことで使ひの、その用途を制限しておるのじゃないです、規制しておるのじゃない。これは目的税じゃないと思ふのです。

○高木(文)政府委員 それは私はもつぱら法律形式のほうから申し上げたわけでございます。法律形式から申しますと、地方道路税と特別とん税については、とにかく国税でございますけれども、法律で——その法律というのは特別とん譲与税法で定めるところによつて、地方公共団体に財源を譲与するため、外国貿易船が入港してくる場合に特別とん税を課する。「譲与するため」といふことより、そのことで国税のほうの特別とん税として見る限りは、一応目的が形式的に法律上定めら

れておるというところから、法形式的に申しますと目的税といふのではないかと思ひます。

それが今度は、経済的に見ました場合にどういふふうにか考へるべきかといふふうなことになるまいと、むしろ先ほど例に引きましたガソリン税のほうに現在目的が明確になつておりますから、ある意味から申しますと、特別とん税よりもガソリン税のほうに目的税の性格を、経済的に見ると強く持つておるというこゝとはいへないと思ひます。

○塚田委員 経済的なことはとにかくとして、これはいろいろの見解が出てくるでしよう。だけれども、特別とん税については、譲与税法で国はその用途について定めたり制限してはならないと、明確にうたつてあるでしよう。あなたはさつき答弁の中で、目的税とはその用途を税法上明らかに定めておるものと答弁されたでしよう、これが厳密な意味における目的税だ。ところが、とん税では法律でその用途について条件をつけた制限をしてはならない、こゝうなつておるのですから、税法上目的税ではない、こゝういふのがすなおな解釈じゃないですか。

○高木(文)政府委員 御指摘のように、譲与税法の五条にはそう書いてあるわけでございます。したがつて、特別とん税と特別とん譲与税法とを讀み合はせると、逆に目的をしぼつていないといふ形式になつておるわけでございます。その点について私ももう少しよく勉強して、あらためてお答えをいたしたいと思ひます。

○塚田委員 高木さんのそういう答弁は、特別とん税といふのは、はたして目的税といふかどうかということについての疑義を本人自体持つておる。

それからもう一つ、地方道路税、あなたいま揮発油税のほうにむしろ目的税的なものに経済的に見れば近い、こゝう言ひましたね。私も道路税というのは目的税ではないとは言ひない。だけれども、これは長い沿革があつて、目的税として当初から設定されたものじゃなくて、道路整備という特殊な条件の中で、とにかくそれに重点的に充てよ

う、こういう経済的な要請の中でできたのであって、いまだかつてはこれも道路に使っていますから、そういう答弁もできますけれども、長い沿革を見ると、のっけから目的税として設置されたものではなくて、地方道路税だけをガソリン税からピックアップして、とにかく長い後代の人まで道路を使わなければならないのですから、そういう性格上、目的税的な性格を付与した、こう考えるのがたまたまだと思えますけれども、どうでしょう。税調はそういうのです。

○高木(文)政府委員 法形式的には揮発油税のほうは目的税ではない。それから地方道路税のほうは、第一条に初めから「都道府県及び道路法第七条第三項に規定する指定市に対し、道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、揮発油には、この法律により、地方道路税を課する」と規定してございまして、先ほど来申し上げておりますように、法律形式的に見ますと、同じガソリンにかけられる税でございまして、地方道路税のほうは目的税として構成されておりますし、揮発油税のほうはその限りにおいては目的税に構成されていらないという、いわば形式論で申し上げていくわけでございます。

○塚田委員 私は、いまかかっている法案から離れてこれをくどくどと言っているのは、端的にいうと、ほんとうに目的税として設置される、国税です。国税の中でつくられた税は、この促進税をもつて噴矢とする。つまり、いろんな変遷を経て経済的にそういうふうに使っているもの、あるいは特別とん税のごとく、これは私は目的税ではないと思うのです。だから、いままでは純粋な意味における目的税はなかった。今度の促進税をもつて、まず日本の税制の中で目的税というものははつきりここに一つ出てきた、こう私は解釈するのですけれども、どうでしょう。

○高木(文)政府委員 従来ありました地方道路税とかあるいは特別とん税とかいうものと比べまして、今回の新しい税の組み立てが、形式的にもまた経済的に見ましても、目的税の性格が非常に明

確であるという点は御指摘のとおりだと思えます。

○塚田委員 目的税というものは国税の中で今回初めて——これもあとでいろいろ質問しますけれども、ここに至った法案の変遷などというものは、まさにこの目的税設置の苦悩といえます。それを物語っていると思うのですけれども、なぜ一体今日まで国税について、目的税設置ということについて消極的というのか、税調あたりも乗り気がなかったか、どう思いますか。

○高木(文)政府委員 これはいい悪いは別にいたしまして、長年の伝統を通じて、私ども財政当局の考え方の中に、歳入につきましても歳入につきましても、総体として歳入は歳入で一括一体、歳入は歳入で一括一体ということのほうで財政運営の弾力性からいって望ましいという考え方を持っておいたわけでございます。したがって、歳入のほうにつきましても、基本的には特別会計をつくるということにつきましては必ずしもそう積極的でございませぬし、それから税のほうの立場も、目的税のようなものをつくることについては、本来的には、一般論として申します限りは、積極的でないという態度をとり続けてきたわけでございます。

しかし、戦後、特別会計にしましても、それから揮発油税の例にいたしましても、漸次そういうものがわずかながら出てきておりますのは、一種の受益者負担でものごとを処理していこうということがある。あるいは、受益者負担の原則を何らかの形で明定するには特別会計をつくらざるを得ない。あるいは、あるいは特別に目的税的なものには理解しやすいからというところで、しばしば主張されてきておるわけでございます。

その意味におきまして、今日でも私どもは、やはり歳入につきましても、歳入につきましても、本来の原則としては一括経理ということ、いわゆるひもつきというのはいかぬという点、今日を基本原則としては考えておるといふ点は、今日

も変わりません。ただ非常に特別に、明快にその結びつきがはつきりしておるといふ場合については、そういう制度をつくり出すことについて相当個別に十分審査の上であれば、あえてそういうことをしてもよろしいのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

○塚田委員 いまの高木さんの答弁はこれからの審議にたいへん重要だと思ふのですけれども、そうすると、目的税というのはいくつかも受益者負担の考え方とこれは切っても切り離せない、こう考えていいですね。

○高木(文)政府委員 これは税の仕組みの問題といたしましては、納税者の利害に全然関係ないところに使えないということではあると思ひます。しかし、現実にはその目的税として構成いたします場合には、納税者とそれとの使途というものと合致は、納税者とそれとの関係があり、したがって、現実問題として受益者負担の性格の強い税の場合に限って納税者を得られるのでありまして、法律上から何でもできるということでは——関係のないところを使うのだ、それを目的税の構成をとるといふことは、現実問題としてなかなかそういう税というものは納税者が得られないという意味で、成り立たぬのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

○塚田委員 私はいまの高木さんの答弁の中に、目的税というものを設置してはならないという一つの理由も含まれておると思ふのです。目的税といたすのは、それはつくってはならないと限定してないのですけれども、とにかく好ましくない。特に国税の場合には、目的税という性格のもの、これは前近代代といえますか、ある学者のことばでいうと、文明の国ではもうこういう方式はとらないのだ。では地方税ではなぜとっているかとい

いますと、地方税ではその弊害が比較的少ない、比較的ですよ。そういうことで地方税では幾つかの目的税を許しております。だけれども、国税において目的税をつくるということは、これは本来

好ましくないし、やってはならないし、近代国家ではもうこういう形態はとってはならないし、いまいった予算の統一性といいますが、一つの目的税のあるところには必ず剰余があるし、他の目的税のあるところには必ず不足がある。こういう税の体系というのとは必ずしも一致しないというのが従来とも税調の考え方であり、しかし、確かに税調も受益者負担という問題と目的税という問題とを非常に重く見ながら議論を重ねてきている経緯がある。それは御存じでしょう。たとえば一番近い

のは昭和四十六年の八月、これは「長期税制のあり方」についての答申ですね、こどもでもやはり同じように、これは好ましいやり方ではない、この限定をいたしております。その前、昭和三十九年十二月の税制調査会の「今後におけるわが国の社会、経済の進展に即応する基本的な租税制度のあり方」、この中で目的税といふものを項目を起して議論をしております。こういう審議の内容と経過の説明の中でも、目的税については制限的な考え方を持っております。こういう何回にもわたる税調の答申あるいは意見があるにもかかわらず、しかも特別とん税などは追及してみれば、きのうの答弁とはまるっきりうらはらの答弁をしておるでしよう。なぜ一体こういう重要な問題を——しかもきのうの次官の答弁は、一般財源でまかなう、そういう金がないから、時間がな

いからで押し通してきたでしよう。一体、そんなにばか行政なり、そんなばか税制というものが簡単に仕組まれていいものかどうか。答弁してください。

○高木(文)政府委員 今回のこの税の性格でございいますけれども、もともと電気を起こすために原子力なり火力なり水力の施設をつくらうといひましたし、地域住民に何らのメリットがない。特に雇用機会もないし、安全性についてのいろいろ議論もございしますし、また原子力で申しますと、温水処理といったような複雑な問題があるという、いろいろなことから、なかなか地域住民の協力が得られないということがあつたわけでございます。

て、そういう協力が得られないというのは、ある意味ではまた当然な面があるわけでございます。それをこのような時期に打開する方法としてどうしたらいいかと申しますと、それは地域住民についても納得していただけるように、いろいろな対策を講ずるということではなければならない。

さて、その費用はどうやって出すかということになりますと、一つの方法は、当然のことながら、電力会社が建設コストの一部としてそれを支出してはどうか。何も税というような仕組みをとらなくてもいいではないかと考え方もあり得るわけでございます。しかしながら、たくさんあります電力会社がどのような基準で、どのような程度に周辺対策をとるべきかということについては、私企業である電力会社としては非常にきめかねるところから、今度の電源開発促進税法ということにおいて、一つの基準をつくらうということになったわけでございます。そうなりますと、そのための費用を、全国的に発電量に応じて負担を電力会社に求めるという税の形式は、これは……

○塚田委員 答弁の途中ですけれども、質問していることと別なことを答えているのですよ。私はなぜこういう重要なものを税調にかけなかったかということを経験的に言っているのですよ。それを長々と——時間がたつのですから、なぜ税調にかけなかったかということを端的に言ってください。

○高木(文)政府委員 税調にかけなかったというのは、それは石油危機というような緊急事態が起こりまして、このエネルギー対策を至急にきめる必要があるということになったわけでございますが、政府部内でそういう合意ができたわけでございますけれども、その時点は大体十二月二十日ごろでございます。したがってそれを税制調査会にかけるといふことになりましたと、審議期間その他の関係からいって、非常に慎重審議を前提として、税制調査会としては、いままでの運営と非常に違った形になりますので、あえて政府の責任に

おいて提出するというところで、諮問をいたさないということにしたわけでございます。

○塚田委員 もし慎重審議というならば、まず慎重審議したらいいじゃないですか。目的税については、数次にわたってこれだけの分厚な税調の意見があるのですよ。しかも、先ほどの答弁の中で、本格的な目的税といいますが、本来的な目的税はこれをもって嚆矢とする、初めてでしよう。時間がかかっても、大蔵省としては、特に主税局としては、税調の意見を聞かなければならぬ、こうなるのが当然でしょう。しかも、継続審議の長いああいふものから、突然政策的に必要だからといって、それがぐんぐん先行していくということになれば一体どうなるのですか。

○高木(文)政府委員 もしかりに税制調査会にこれを諮問いたしまして、十分御議論をいただいた上で答申をいただいた上で処理をするということでございます。もしならば、その場合には、現実問題としては、予算に關係する問題でもございまして、これから、四十九年度の問題としては、おそらくやるべきでないということになったかどうかと推定をいたすわけでございます。

一方において、石油問題との関連上、またエネルギー対策を早く進めたいということがございまして、それから、それではまた目的を達しないことになるというところにジレンマがあるわけでございます。その点を御了解いただきたいと思うわけでございます。

○塚田委員 そのジレンマはおかしいと思うのですよ。すでに母法のほうは、昨年七十一国会からずっと継続して、三月十二日に修正の国会承認まで求めて一つの法律が出ていたのではありませんか。ほんとうに改めなければならぬのだらう。この税法を税調にかけて、その上で継続審議されていく法律を下げるか、可決されていたらこれを廃案にして新しく税法を出す、こういう順序を踏まなければならぬのですよ。そうでしょう。電源開発を促進するための一つの法律というのは、もうすでににかかっていたのですよ、ついこの三月十二日

まで。あれではだめなんだというのであれば、十二月の段階でもいいですから税調を開いて、実は目的税にしたい、こうだということにかけて、もし可決されていたらそれを廃案にしないで、新しく法案を出す、当局としてはこういう体制をとるべきじゃないですか。

○高木(文)政府委員 母法のほうの取扱いの問題は、私どものほうで答えたいすべき筋のものです。ございませぬけれども、昨年母法について国会に御審議を求めておりました段階では、特別会計をつくるのか、あるいは新しく目的税を設けるとか、そういうことの新しい仕組みを蔵入蔵出面についてつくるほどの規模のものでは考えられていなかったのではありませんか。

それで、十一月から十二月の段階になりました。原子力、火力の発電を進める緊急性が高まってきたということから、関係各省から私どもに御要請があったわけでございます。しかし、その御要請の時期と結論を出します時期との間にあまりにも時間が過ぎるということでございます。それから、御指摘のように、そういう手続を踏んでいくべきだという考え方もありましようけれども、そうならば四十九年度には全く間に合わないということになりますので、それともいかがかということから異例の措置をとったということでございます。それで、それはあくまで異例であるということ御理解いただきたいと思ひます。

○塚田委員 ぼくはそれは理解できない。税率をちよつと変えたら関税の品目をふやすとかで急がなければならぬ、こういうのであれば、私どもは了解する場合もあるでしょう。だけれども、かつてない新税ですね。しかも目的税という非常に問題の多い、税調の中でもいろいろ述べられておる意見を見ますと、目的税をつくるときにはこれこれのことを気をつけて、こういうふうにしななければならぬぞ、しかし、それは決して好ましいものじゃないということ繰返し繰返し述べおるのです。一体、税調は何のためにあるのですか。各省の要求があったというが、各省というの

は何ですか。

○高木(文)政府委員 問題は、確かに税調の手続を踏まないということは私どもとしては非常にいいところでございますけれども、さればといつて、エネルギーの問題を放置してよろしいかという、選択の判断の問題であらうと思ひます。

○塚田委員 エネルギーの問題を放置するのがつらいから、税調を飛び越えて無視してやった。だけれども、高木さん、旧法とあえて言いますが、法律があつたでしよう。同じ目的で、文面もほとんど同じ、重要部分はがらつと変わつていまして、けれども、経営者に負担させる、国も持ちます、地方自治体も若干持ちなさい、そういう法律があつたでしよう。これはエネルギー問題を解決するための、おそらく当時としては最高の法律として出され、しかも継続審議されてきているんですよ。何もいまここで税調を踏み越えてやらなければならぬという。何もないんだつたら、あるいはあなたの意見も傾聴に値するでしよう。だけれども、そういう事態を踏んまえての法律の審議が進んでおる。それをこれに切りかえるというのであれば、税調にはかつて、前の法律はだめで、こういう法律のほうがいんだ、これにするということ、税調の意見をなおさら聞かなければならぬでしよう。電力についての対策は全然ないわけじゃないですよ。母法があるでしよう。しかも三月十二日にこれは修正承認された。これは電力事情を解決するために電力会社に切りかえる、こういう法律ですよ。これを税金に切りかえるんだつたら、当然税調に聞かなければならぬですよ。そういう答弁では私は承知できない。

○高木(文)政府委員 一昨日から繰返し申し上げておりますように、阿部先生からも御指摘がございまして、三月十二日まで時間的余裕があつたではないかとおっしゃいますけれども、現実問題として、これは特別会計の財源でございますから、特別会計をつくるかつからないかという意思決定の前に、その議論をしなればならぬわけでございます。そういう余裕はなくて、ほとんど十

二月一ぱいまでにきめなければならぬということしかなかったわけでございますので、それでは十日ないし二週間の時間しかないということでございます。いましたから、現実的に諮問をして御審議を願うというだけの時間がなかったわけでございます。それならば手続をとることにして、そのかわり四十九年度はこれを見送るということになつてしまふわけでございますから、そこはあととどちらを選ぶかということになるという以外に、お答えのしようがないということでございます。

○塚田委員 どちらを選ぶかというのは、二つの法律を並列させてどちらを選ぶかじゃなくて、私に言わせれば、この二つの法律というのは、税の立場からいえば、片方は端的にいうと税金に關係しないです。特別会計もつくるわけじゃないし、促進税をつくるわけでもないのです。七十一国会から継続審議されているのは、今度修正されてきているのは、これはがらつと變つて、促進税というものを創設し、特別会計をつくらせて地方団体に交付するといふ、全く違つた観点からの法律を出したわけですよ。だからこれは当然——しかも目的税といふのは、いま言つたとおり、何べんも何べんも税調で議論され、そしてむしろチエックされながら来ておる。それをあなたは踏み越えて、無視して、時間がたつては、税調の存在というものは全然ない。

○高木(文)政府委員 私がその辺の事情を御説明しようと思ひましたら、発言を封ぜられましたので申し上げませんでしたが、今回の措置は受益者負担の性格が非常に密着しているものでございまして、そういう意味におきまして、この答申のどこかを見ていただきまして、従来の税制調査会の目的税についての御議論からいまして、決して目的税の中で都合の悪いものであるというほうの部類ではなくて、目的税は一般的にはあまりとんとんつてはいけなかつてもいいから、まあもしどうしてもやむを得ないならば、こういう場合に限つてはつくられてもいいだろうという、そつちのほうの部類に属する

ものであるというふうに私どもは理解をしておるわけでございます。

○塚田委員 そういふ議論を税調が議論を重ねてあなたに答申する、そういう手順がほんとうなんではないか。もつと端的にいうと、こういうこともいえると思うのです。

前の旧法、これははずつと継続審議になりまして、形式的には三月の十二日、国会が修正を承認するといふところまで継続審議されておるわけですよ。それでは、これは仮定ですけれども、この法律を出した、しかしその法律を出した時点においてはまだ旧法は継続審議されておる。現にこれは予算として当初出したんですから、十二月に閣議決定して国会に出したんですから、その間に旧法が突然可決されたらどうなりますか。三月十二日に国会で修正承認される前に、突然可決されたらどうなりますか。仮定じゃないのです。これは本質的な問題なんです。

○高木(文)政府委員 これは、促進法自体のほうの問題でございます。これは、どうも私からお答えするわけにはまいらないわけでございます。旧法がもし通つたらどうしたかといふことは、これは主管省である通産省の問題として御理解をいただきたいと思ひます。

○塚田委員 そうじゃないのだよ。通つたら——これは別の法律といふか、修正したものが出てくるのだから、しかも目的税で、税法、特別会計、この新しい法律が追つて出てくるんですから、そのうち、あの予算を組んだときには、この法律は用意されているんですから、可決されたらこれはだめです。次の瞬間、その法律は廃案にして、今度はもう一度これを新しく審議してくれといふことになるんですよ、この法律を。前ののはだめだから、今度はこれでいくんだといふことなんだでしょう。

○小野説明員 私どもといたしましては、まだ前の法律が継続審議ということにつきましておりませんので、修正という方法をとつていただくのが一番いい

いんではないかといふふうに考えまして、内閣修正の手続をとらしていただけたわけでございます。○塚田委員 これは継続審議になつてゐることは知つてゐるでしょう。

○小野説明員 はい。

○塚田委員 そこで、形式的には三月十二日の国会承認、つまり修正承認までは、商工委員会に付託されて審議しておるのでしよう。議決されて半面、この法律が並行して出ているのですよ。その時間的なずれをどうするか。(阿部(助)委員 議長というのには説明要員か、答弁要員かと呼ぶ)

○小野説明員 答弁要員です。いまの御質問でございますが、商工委員会のほうで継続審議になつておりますが、修正の前の法律につきましては趣旨説明をさせていたただけでございまして、一度も審議が行なわれませんでしたので、私どもとしては、これが可決されずまですまじい時間にもかかるといふことで、修正をお出しすれば間に合うというふう

に考えたわけでございます。

○塚田委員 そんなばかんなことがあるか。君は答弁要員だから、一日も早く可決されたくて出している、不幸にして継続審議になつた、いつ可決されるかわからない、いや早く可決してほしい、これがほんとうでしょう。どうなんですか。政府は先の先まで見通して、いや、そのうちに修正ししようなんて、そんなばかんな、国会を無視した話がありますか。(発言する者あり)

○小野説明員 先生おっしゃるとおりでございます。私どもとしては法律をお出ししてゐる以上、なるべく早くそれを審議、可決していただくたいと思つてございまして。ただ、本地帯整備法につきまして、もしそういうことで早い機会に、私どもが修正をお出しする前に可決された、成立したといった場合には、今度は改正法といったもの提出を求めような手続をとることになつたらうと思ひます。

○佐藤(親)委員 関連して。いま塚田委員とのお

話を聞いていますと、やじのほうはエネルギー問題だからといふことが出てゐるのですけれども、これは私はいへんな問題だと思つたのです。これは高木主税局長の御答弁の中にも言われているように、非常に重要な問題です。エネルギー問題にずつとこれから考えていかなければならぬ問題、しかも石油がなくなる、あるいは石炭もいづれなくなる、こうなつていくときに、皆さん方は原子力発電を考へる、これが今度の法案ですね。そういう中で、きつめて長期的問題なのか、前に出したのがどうなるかわからぬうちにまた修正が出てくる。こんなことではないのですか。

なぜここで税調税調といふことを言うかというならば、税調というのは政府の中の審議機関でありますから、これは原則的には政府の手続の問題でしよう。しかし、いままで税を新しくつくる場合には、ほとんど全部税調を通つてきたわけなんです。この現実を無視するわけにはいかないわけですね。ですから、重大な問題であればあるだけ十分時間をかけて、税調という審議会もあるのですから、その審議会を通して結論を政府の案として国会に出してやるのが当然だと思つたのです。それを、母法のほうもどうもあいまいで、可決されないことを前提にして、何か時間を待っていたような感もする。あるいは大蔵省のほうも、この長期的な非常に重要な問題にもかかわらず、時間がなかつたからといって、いままでの手続を無視して出されてゐる。エネルギー問題といふのは、そんな簡単なものであつていいのだから。主税局長も言つていたように、これは非常に重要な問題なんです。

私たちが、エネルギー問題といふのを当然無視しておるわけではない。ただ、今後の発電というものはどうあるべきか、これは論争はあるにしても、非常に重要な問題です。重要な問題であるがゆえに、さらに慎重な手続をしなければいけなかつた。その辺の根本的なところが少しづれて

いるのじゃないか。背景には、田中首相の思いつきで皆さんが影響をこう受けておる。私は、皆さん方に対しては被害者であるような感もしないわけではありませぬけれども、しかし、政府の官僚として、そう簡単にものは解決できないのじゃないか。つまり、問題は長期的な問題で、重要な問題であればあるほど税調を通ずるなり、あるいはいま塚田委員の指摘もあるような、商工委員会にかかっている母法についても、もう一度大蔵省と十分検討してやるべきだったのじゃないか、これは私はかなり根本的な問題だと思ふのです。このことについてどう思ふか。

もう一つは、主税局長は、いま税調で問題になっている目的税について、今度の目的税はいいほうの目的税だと言われているけれども、それでは少なくとも税調でそういった話をなさったことがあるのか。私は主税局長の税に対するきわめて広範な知識に対しては敬意を表するわけでありませぬけれども、しかし、税調という審議会がある以上は、これはやはり今度の目的税というものがほんとうに税調の言うような目的税に属するものなのかどうか、これはやはり聞いてみなければ、機関を無視することになるし、また判断はきわめて独善的なものだと思うのです。この二点についてお伺いをしたい。

○高木(文)政府委員 エネルギー問題が非常に重要な問題であるということが緊急に起こってまいりまして、予算編成のまっ最中でありますにかかりまして、たとえば副総理が外国へ交渉におでかけになるといふような時期でございました。したがって、重要であるといふことと同時に緊急であるといふ事態であつたわけでございますので、当時の十二月の下旬前後の状態というものは、今日から見ますならば、あるいは非常にあわてておりましたといふことになるかもしれませんが、けれども、緊急にいろいろなことをやらなければならぬといふことで、追込まれておった時期でございます。

一方、政府の税制調査会からは所得税の減税と

か法人税の増税とかその他につきまして、四十九年度全体の財政の骨格に関連いたしますところの答申はもうすでに出ておる、こういう状況でございましたから、したがって、その間において、わずか十日なり一週間なりの間に諮問をいたして御答申を求めるといふことは、これはまたある意味からいいますと、税調にとりましては、審議の慎重と独自性という見地からいろいろ御異論があるところでございますので、それを出さなかつたといふことでございます。

○佐藤(鶴)委員 もう一つ、後半の答弁。

○高木(文)政府委員 税調にはこの問題については全然お尋ねをいたしておりませんから、本件につきまして、税調からいいたか悪いかという御判定を受けるということはありません。ただ、私自身の解釈といたしまして、従来の税調の目的税に対する考え方というものと、先ほど来御指摘がありました過去におきます御答申の考え方というものとを照らし合わせまして、今度の案が、目的税の中で悪いほうのグループのものだといふことはいいないのではないかと思いますけれども、それは正式に税調の意見といふことではございませぬ。これは私の考え方でございます。

○塚田委員 いま高木局長の答弁の中で、いい目的税、悪い目的税、目的税にそういうのがあるのですね、あなたは、いいほうだ、こう言うのですから、ところが、税調では、いまこの目的税を創設するための意見ではなく、昭和三十九年に、日本における目的税として考えられるものは道路整備、これが唯一とは言っていないが、道路整備については必要やむを得ざるものと認める。

具体的に読むと、そういう前提のもとに「目的税の創設は、財政の硬直性を招くほか負担の適正な配分という見地から問題があるので、好ましくない」。わが国における道路整備事業の緊急性をうたつて、これは受益者との負担関係が不明確ではあるけれども、道路財源として充てるのが当然だ、こういう意味のことをうたつておるのですよ。いい目的税、悪い目的税といふますけれども、とにかくこれはいいのだというふうな、そういう観念では税調はとらえていない。また一般の学説も、国税についての目的税なんというのは、これはもう避ける、帝王時代の産物だ、こういうふうなものです。

○高木(文)政府委員 三十九年十二月の税調答申で目的税の点について触れておるわけでございますけれども、「目的税導入の当否」というところまで、目的税収入の使途が特定される公共サービスと受益と目的税の負担との間にできる限り適確な対応関係が確認されるものでなければならぬ。このような観点に立てば、受益者負担としての目的税は、その負担が目的税の使用によって供給される公共サービスの価格として経済的に合理性のあるものでなければならぬ」ということになつておるわけでございます。このときの検討の趣旨からいえば、今回の趣旨に沿うものといふふうに私も理解をいたしておるわけでございます。

○塚田委員 あなたは都合のいいところだけ読んで、その次の第三、目的税という答申の部分を讀んでない。それは、読む読まないはいいですが、けれども、いまのそのいっておる答申の精神というのはあなたは正しいと認めますか、これに従うべきだ、こういう考えです。目的税をつくる場合にはこうだ、つまり適確な対応関係と受益者負担としての目的税、この二つの点をあなたはきつちり認めるかどうか。これがこれからの審議にたいへん重要ですから。

○高木(文)政府委員 まさに、この税制調査会の答申で述べられております、また塚田先生がいま御指摘になりました二点が、目的税としていいか悪いかという当否の問題の検討の際に、最も重要なものであるといふふうに考えます。

○塚田委員 税調を飛び越えてやつたといふこと、しかも、そういう重要な税制をそういうかっこうでやつたといふことについては、私どもは承服できない。そこで理事会にはかつて、できれば

この法律が可決される前に何らかの形で税調の意見を聞く、こういう機会を審議の過程の中でぜひ早く持つてもらいたいと思ふのです。

○安倍委員 いま塚田君の御提案ですけれども、参考人を呼びまして意見を聴取する機会も理事会で相談をいたしておりますし、先ほどからの塚田君の発言につきましては、一昨日の阿部委員の御発言と、私いま聞いておりますとほとんど趣旨は同じでありまして、結局税調にはからなくてけしからぬ、こういうお話でございます。それに対して政府のほうの答弁があつたわけでございますが、これにつきましては、法律としては完全に手続を踏んでこの国会にかかつておるわけでありまして、この税調問題は税調問題として、参考人の意見を聞く、こういうことにはしたいと思ひますが、質疑のほうはひとつ続けていただきたいと思ひます。

○塚田委員 いまの問題、参考人との関連ですけれども、まあ参考人はそれぞれ各党の要請等もあつて、学識経験者等の申請があるだろうと思ふが、私の希望は、理事会にはかつて税調の意見を、現実にもし時間がないというならば、税調の責任者、まあ東畑さんなら東畑さんの意見を、参考人の意見のワケ外でこの委員会が聞くという手続をぜひひとつ理事会にはかつてきめていただきたい。そうでなければ、これはもう一歩も一わかれわれは税調の意見が全然これについて耳に入らないといふことであれば、これからの税制の審議という問題に大きく響いてまいりますから、どうですか。

○安倍委員 これは理事会では相談をいたしたすけれども、参考人を呼んで意見を聞くといふこととでありまして、その人選については委員長に委任をされておりますので、何らかの形で塚田さんの御趣旨に沿えるように努力はしてみたいと思ひますけれども、しかし、税調問題については、税調を通さなかつたから国会に出すのはけしからぬといふことでもないようでございますので……(塚田委員)けしからぬですよ」と呼ぶや、それ

をどういうふうにきめるか、あるいはそれに合わせる場合、電気の需要がどうなるか、それに合わせた場合に、電源開発をどうしていったらいいかというふうなことをいま検討中でございます。

これは正式には、経済企画庁のほうに電源開発調整審議会というのがございまして、そこで電源

開発基本計画というのをつくることになっております。今年度の電源開発基本計画というものは、おそく六月の末ぐらいにはできると思いますが、現在そのようなことについて検討中というところでございます。

○塚田委員 高木さん、次官も聞いてください。石油はだんだん高くなる。つまり、高価格時代というのを迎えるわけですよ。そういう中で、石油需要あるいは電力需要、特に火力、石油を原料とする電気、こういったものの需給見通しというのは早急に立てないとおそい。もうイタリアあたりでは、すでに数年前から今日あるを期しての想定がなされておるわけです。私はほんとうをいえば、そういう需給想定というものはつきりきめて、そしていまの発電計画というものについても見直しをやつて、その上でそれじゃその範囲で促進するにはどうするか、こういう政策の順序を踏むのがたてまえであつて、ただあのときにぼつと燃えたからさあ急げ、これをつくれということをやればきじやなかったんじゃないか、私はこう思うのですよ。これはひとつ通産省と高木さんのほうと両方で答えてください。

○高木(文)政府委員 非常に長い目で見た場合に、エネルギーの計画が明快に立てられなければならぬことは御指摘のとおりでございます。その問題があるのをごいいますが、同時に、従来からありました計画によりまして、いろいろ原子力なり火力なりの発電施設を増強していくということが進められてまいつたわけでございますが、それがいままでのやり方では、どうしても地方におきましますところの利害というものと、それから電力立地というものの調整がつかないわけでございます。従来、従来の計画さえ全く進んでいないという状態になりました。

そこで、本来的にそこに何らかの処置を要する事態は生まれておつたわけでございますが、そのことの解決の緊要性というものが、石油危機というところの関連で一そう高まったということから、緊急に処理をしなければならぬというふう

に、認識したわけでございます。おっしゃるように、本来ならばそういう手順を踏んでいくべきだという考え方もあろうかと思つておられますが、同時にまた現在、前から計画しておりましたものすらなお現在では進捗をしないという状況に對する対処ということも必要であるというところで、非常に急いで緊急にやつたというわけでございます。

○森下政府委員 電力が将来にわたつてその需要度がふえるということ、これは当然のことでございます。ただその段階におきまして、ときには足踏みしたり、またときには非常な需要があるということが考えられますけれども、やはり全般的には伸び続けなくてはならない。日本の経済成長率に關連して伸びることは当然でございます。

実はこの前の法案につきましては、石油事情がかくまで逼迫する、またかくまで高騰すると考えておらない時期に提出したわけでございますし、またその継続された法案の修正を三月四日になつて提出したということが先生から御指摘を受けまして、その点のことにつきまして、われわれも早く出すべきだったということを考えておりますけれども、異常事態、緊急事態の中で、趣旨は変更されておられませんけれども、やはり財源について電源税に求めなければいけない。そういうこともございまして、またその間に各省との調整にも時間を要したというふうなことで、提出がおくれたことは事実でございます。そういう過程でお願いしておるわけでございますけれども、とにかく見通しは正確な見通しを立てなければいけない、もちろんでございます。これは経済企画庁のほうともよく相談したり、また電調審のいろいろそういう結果を尊重してきめなければいけない。いろいろな角度からこれを慎重かつ緊急に提出して、国民需要の電力というものを確保しなければいけない。

ただ、昨年と本年においてもう一つ変わった点は、いわゆる石油が非常に高騰した。いわゆる

外国の資源にたより過ぎることの不安もございまして、それで多少電力の見直し、また石炭の見直し、同じ石油でございまして、やはり公害対策の問題もございまして、できるだけ重油よりもむしろ天然ガス、いわゆる火力の強い、公害の少ない、そういう資源にかえていかなければいけない、いろいろそういうような事情がございまして、また新しい発想のもとに同じ電力のエネルギー源でも考え方を變えていかなければいけない、そういうことで新しい法案を提出して御審議願つておるわけでございます。いろいろ手落ちのあつたことはわれわれも率直に認めたいと思つておられますけれども、ともかく現在置かれております電力事情等を考えました場合に、立地いたしましたとしても三年、五年かかる長期の建設でもございまして、早急にこの法案を通していただくように御協力願ひたいと思つております。

○塚田委員 高木さん、まあ高木さんばかりにあらして申しわけないのですけれども、いまの答弁の中で、とにかく現在の立地予定、あるいは端的にいうと、電調審を通つたものでさえないかな着工というところまではいかない——そういうことばは使ひませんでしたか、おそろくそういう意味だろうと思つております。

そこで私は、今度はこれは通産のほうに聞きたいのですけれども、このように特に原子力あるいは火力について計画が進まぬという基本的な原因あるいは主たる原因は一体どこにあると思ふか。計画が進まぬ、立地問題について計画も立てられないという主たる原因はどこにあるか、その点ひとつ見解を承りたい。

○森下政府委員 三つに分かれますと思つております。一つは、環境保全の見地から考へて、地域の住民のほうは環境破壊についての危惧を非常に抱いておる。もう一つの問題は、安全の問題でございまして、これは特に原子力の場合には、まだ安全に対する住民の不安感が非常に根強いことが、この根本的な解決ができないいわゆる阻害の要因になつておる。もう一つの要因は、地元の振興に對して

寄与しない。いわゆる装置型の産業でございまして、あまり恩恵を受けないということに對しましういゆる不満感でございまして。もう一つは、そういう犠牲の上に立つてつくられた電力というのが、産業用とかまた都市のために多く使われて、益することがないというふうな感情的な問題も含まれておると思つております。

そういう三つの観点から、これを早急に解決することによつて、現地の方々、地域の方々の御協力力は得られる。今回の法案につきましても、この三つの問題を解決するようないろいろな方策がとられております。

○塚田委員 今回の法律でこの三つの問題が全部解決するようないろいろな方策がとられておることになれば、これまた目的税とは何かという問題にさかのぼつて議論しなければなりませんから、それはまずあとにおきましよう。

いま原因を全部並べましたが、私が主たる原因は何かと特に言つたのは、七二年の電力白書というのに——残念ながら、七三年は町へ買ひにいっててもなかなか手に入らぬわけですから、よく売れる本らしいのでね。大体同じだと思うのですけれども、この電力白書の中で、その原因の主たるものを四つに分けておられます。

その一つは、硫酸酸化物あるいは窒素酸化物による大気汚染、これが大きな公害を発生、こういうことなんです。第二に、火力、原発による温排水による海洋汚染、つまり漁業破壊です。これが未解決のまま残されておる、その危険性ですね。第三は、これは次官の言われた原発の場合の安全性、その未解決。第四は、自然破壊です。これは火力、原発立地予定地の自然の破壊、場合によつては自然公園や国定公園の破壊等、つまり国民の共有財産に損をかける、こういうのが主たる原因です。

確かにその次の、ことばでいえば従たる原因といひますか、それにはメリット論があると思つております。装置産業でさばり労働力を吸収してくれない、現地には固定資産税くらいしか落ちない、

こういうようなこともあるわけです。

しかし、これは母法のほうになりますけれども、ほんとうにこういうものを促進するためには、まず主たる原因の解決に全力をあげる。目的税を創設して、たとえばこれは百一億、年間三百億、これからどんどん電力が伸びたとしてもせいぜい五百億、これですべて主たるものも従たるものもというふうな、まあすべてじゃないだろうと思いますが、こういうあれじゃなくて、まず第一に、こういう税法を設ける前に、私はこの主たる問題を解決するのが当然だ、そうしなければだめだと思ふのですが、どうでしょうか。

○井上説明員 先生御指摘のように、公害、つまり大気汚染問題あるいは温排水問題、原子力発電所の安全の問題、自然環境破壊問題の解決ということは、一義的に非常に重要な問題でございまして、私どものほうといたしましては、大気汚染防止法あるいは水質汚濁防止法等による諸種の基準に従い、電気事業法の中に諸種のこういった規制の条文がございまして、これに従って、公害問題あるいは安全問題の規制を行なっているわけでございまして、こういった規制の体制を強化する、規制のやり方をさらに整備することによりまして、従来とも安全の確保あるいは環境の保全に力を尽くしてきているところでございますけれども、さらに今後とも体制の整備あるいは規制の強化をはかって、御指摘のような問題の解決に努力したい、かように考えておる次第でございます。

○塚田委員 その点はこれから議論を始めることにして、まず資料要求をしたいと思ふのです。今度の法律ぐらいいむずかしいことを使っている法律はないんですよ。周辺市町村のまた周辺市町村、それから発電用施設関連施設の関連施設、もうこれは日本語というものの一番悪いあれを満度利用した法律だと思ふのですよ。それは別に、そういう面でも非常に目的が明らかになつてこない。

そこで、まず母法のほうですが、これまた政令にゆだねるというか、政令で定められているのが

たくさん出ています。これも非常に多いほうじゃないかと思ふのですがね。第二条の「政令で定める者が設置する」その政令、それから「政令で定める規模」の政令、それから第二条の一番最後の政令。これはまあおとこの阿部さんの質問の中でほぼ資料が出てきました。それから第四条の「水道その他政令で定める公共施設の政令、それから第七条の「予算の範囲内において、政令で定める」その政令。どういう政令が準備されておるかというの、例の旧法がありますから、こういった政令は一切準備済みだと思ふのですよ、基本的には。それから「政令への委任」、「必要な事項は、政令で定める」その政令は定まっておるかどううか。

かくのごとく政令がたくさんあるので、私はこの場合は旧法がずっと進んできたので全部準備されておる、こう思ふので、これをひとつ委員長、文書で資料を提出してもらいたいと思ふます。

○安倍委員 できるだけ提出できるものは提出させるようにしましょう。

○塚田委員 では、その文書が提出されるまで私は質問を保留したいと思ふます。

○小野説明員 いまの政令でございまして、実は大体考え方は詰まっておりますが、まだ文章化されておられません。したがって、本席で考え方について御答弁したいと思ふますけれども……

○塚田委員 要綱というふうで出ないでうございませう。

○小野説明員 非常に簡単なかつこうでよろしゅうございませう。

○塚田委員 通常の要綱形式でいいですか。

○安倍委員 武藤山治君。

○武藤(山)委員 まず最初に、通産省にちよつとお尋ねいたしますが、電力料金、電灯料はいつごろ値上げを承認するのですか。

○小野説明員 ただいま事務ベースで数字をかなり詰めておりまして、作業はかなり進んでおります。ただ、今後企画庁をはじめほかの省庁等と調整をはからなければなりませんので、いまのとこ

ろ、まだ時期については確定いたしておりません。

○武藤(山)委員 大体今月中になりますか、来月へ入りますか。

○小野説明員 認可の時期でございまして、いま申し上げたようなことでございまして、ほかの省庁のほうからどういうような意見が出てくるかはつきりいたしませんので、今月中か来月に入るか、いまのところ確答できないような状況でございまして。

○武藤(山)委員 特に、東京電力の場合の電灯料金に三段階制をつけて、百キロワットアワー以下は引き上げ率を低くする、これは社会福祉型電気料金だというふうなことを盛んに宣伝しておりますが、通産省としての行政指導はやはり百キロワットアワーラインで押さえるというのか、百五十までこれを引き上げさせようとするのか、その辺の通産省内部の議論はどうなっているのですか。

○井上説明員 御指摘の点につきましては、今月の七日、八日に全国各地で公聴会も開催したわけでございまして、東京電力以下九社すべて電気事業審議会の料金制度部会の答申に従いまして、先生御指摘のような三段階に分けて、百キロワット以下は一番安い料金、こういうことにして、その上でございまして、先ほど申し上げました公聴会におきまして、この百キロワットアワーをもう少し引き上げるべきじゃないかという意見が非常に多うございまして、そういう点を参考にしたが、目下事務的に検討いたしておる段階でございまして。

○武藤(山)委員 そういたしますと、百キロよりは高いランクになる、百五十キロぐらいいは期待をしてもいい間違いないところはいきそうかどうか。

○井上説明員 先ほど御答弁申し上げましたように、公聴会の意見等におきましては非常にそういう意見が多いわけでございまして、まだ結論は出しておりませんので、いまこころではつきりした御答弁を申し上げられないというのが現状でござい

○武藤(山)委員 もしかりに百キロという電力会社側の希望の数値でいうならば、どの程度の家計構成が百キロなのか、そしてその該当が、需要全戸数の何%くらいが百キロ以下なのか。

○井上説明員 数字をいま持ち合わせておりませんので、ちよつと数字について明確にお答えできませんが、百キロワットアワーというものの算出根拠は、現在におきます家庭用電気用品のうち普及率が八〇%以上のものの稼働状況を想定いたしまして月間の使用量を算定いたしておるわけでございまして、そういったことでは約百キロワットアワーになる、こういうことで百キロワットアワーの線を出しております。月間使用量百キロワットアワー以下の家庭のパーセンテージは、先ほど申し上げましたように、ちよつと数字をいま持っておりませんが、地域によつて違ひますけれども、大体三割ないし四割程度ではなかつたかというふうな記憶しております。

○武藤(山)委員 これは希望でありまして、百キロというところから自身家庭が、夫婦共かせぎで星間はテレビも見ないし、全然電気関係のスイッチは入っていない、そういう家庭程度ではなからうか。したがって、どうしてもこれは百七、八十キロに引き上げてやらぬことには、福祉料金という名を使うことはおかしいのではないかと、そういう名をかりしてやめてほしい。したがって、少なくとも福祉料金というならば、家庭用の半分くらいが該当する、そういうことならばなるほどそれは福祉型料金体系だということもいえるかもしれないけれども、独身者共かせぎの家庭でなければ該当しないというふうなキロ数は、看板に偽りありと国民は思いますから、この辺は通産省の指導行政は、きちつとした福祉料金体系だ何人も認めるなと思ふところにひとつ線を引き上げるべきである、強く希望を申し上げておきます。あなたはいかがは数字を持っていな、というから、その問題の議論はやめたいと思ふます。

それから第二番目には、現在、電源開発をやらうとしているがなかなか立地難で反対が強く進

まない、こういうものは全国に幾つ、どういうところにあるか。もしわからなければ、時間の都合でこちらから資料をちよつと確認をいたします。資源エネルギー庁公益事業部資料に基づくと五カ所ですね、新宮津、尾鷲三田、渥美三号、金沢一号、女川。この五カ所以外はないのですか。

○井上説明員 ただいま先生御指摘の五カ地点は、電源開発調整審議会におきまして決定を見ました地点でございますが、電源開発調整審議会におきまして決定を見た地点であるにもかかわらず現在まで着工に至っていない地点でございます。御指摘の五カ地点、合計三百五十万キロワットでございます。

○武藤(山)委員 これ以外にも着工しようとしてできないという箇所はあるのですか、ないのですか。

○井上説明員 これ以外にも電力会社が計画している地点はいろいろあるわけでございますが、その中におきましてもなかなか着工がむずかしい地点は多々ございます。

○武藤(山)委員 この五カ所は、当初計画でいけば、もうとうとう完成して送電できる状態にあるべきだったのですか。

○井上説明員 この五カ地点のうち、当初計画でまいますと、渥美三号、女川一号以外はすでに運転に入っていることが予定されておいた地点でございます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、これらの五カ所の発電所が着工できない、すでに三カ所はもう完成していいはずなのにこれも実行できない、その最大のネックは何ですか。

○井上説明員 先ほど申し上げましたように、この五カ地点以外にもまだ着工を計画している地点はたくさんあるわけでございましてそれぞれ地元といういろいろな折衝申し上げているという段階のものも非常に多いわけでございます。

御指摘の着工できない要因でございますが、やはり何といたしましても、電源立地地の第一の要因は、発電所建設に伴います環境保全の問題、ある

いは原子力の安全の問題に對します地元住民の不安感が根強いことであるというふうに考えられます。

さらに、第二の要因といたしましては、発電所が典型的な装置産業でございまして、ほかの産業と比べて雇用機会の増加等による地元の振興に対するメリットが非常に少ない、また、発電された電気の大部分は地元には落ちませんで、遠隔の大都市等で消費されるということに對する地元の不満感といったものが大きな原因であるというふうに考えられます。

○武藤(山)委員 そういたしますと、今回の施設周辺地域整備法案に盛り込まれている精神が実行されれば、このうちどれとどれとが着工可能になるという推定ですか。不安感は除去できるのですか。

○井上説明員 先ほど御答弁申し上げましたように、電源立地地の解決のためには、環境保全あるいは安全の問題に關しましてさらにそれぞれの法律に基づきます規制を強化し、地元住民の不安感を払拭するという努力を別途やる必要があるわけでございまして、御提案申し上げております電源開発三法によります地元に対するいろいろなメリットの付与ということと相まちまして、電源の開発は大いに促進されるものというふうに期待しております。具体的にどの地点がどういふふうに進展するかということにつきましては、現段階では的確な予測は困難でございます。

○武藤(山)委員 私は、この整備法案をつくって、税金で幾らか交付金をくれたからといって解決できる問題ではないという前提に立っているのです。あなたのほうは、それによって何らかの効果があらわれて電源開発のめがかりに進むだろう、従来と違った形に進むだろう。それは市町村長は、幾らかお金をもらえるから、道路を整備できる、あるいは公共施設がつくれる、いいという考え方を持つかもしらぬが、住民はなかなかこれではだめだ。これと同時に、もう一つ何か足りない、やらなきゃならぬ問題がある。それを同時

にやっつけていかぬことには、不安感は解消しない。さつきも塚田委員が申し上げましたように、やはり公害に對する、あるいは放射能汚染に對する、あるいは海洋で魚がとれなくなる不安、いろいろあるという公害関係の問題に非常に敏感になってきている。そういうところの問題のほうが大きいと思うのです。ね、メリットの問題よりも。

〔委員長退席、浜田委員長代理着席〕
だから、これは法案を提案するならば、同時に並行してそういう公害関係を完全に防止するといふ基本的な姿勢、同時にお金のほうで、キビだんごもやるぞ、あめだまもあげますよ、この両方相まなければ効果はないと思うのです。通産省は、これは効果が相当あると本気でそう思っているのですか。

○井上説明員 先生御指摘の点はごもっともでございます。私どももいたしまして、地元に対するメリットの付与のみで電源開発が促進されるというふうには考えておらないわけでございまして、ただいま御指摘の、安全の確保あるいは環境の保全につきまして従前以上に規制を強化する、それによりまして安全を確保するというところで、住民の不安感を払拭するというのがまず第一でございます。この安全の確保あるいは環境の保全という点につきましては、既存の原子炉等規制法あるいは電気事業法その他公害関係諸法によりまして十分に対処できる。われわれもそれらの諸法に従いまして、従前以上の取り締まりの強化、規制の強化、安全の確保、環境の保全ということをはかっています。かように考えております。

○武藤(山)委員 原子力発電所から生まれる放射能の汚染については、公害対策基本法第八條で除かれておるのです。したがって、原子力発電による公害というものは、火力発電とか水力発電の場合の公害とはやはり別個にきちっと定めなければいけないと私は思うのです。基本法で分けてあるという精神をくみ取るなら、今度の法律の中でも、原子力発電だけは法律体系を別にすべき

だ。それで公害の心配というものを完全に除去するという姿勢、これを明らかにしなければならぬ。公害対策基本法第八條でそうきめていながらも、原子力発電だけは別にきちっときついつい規制の法律というものを定めるべきではないか、私はそういう感じがするのであります。

この公害対策基本法第八條では、放射性物質による大気の汚染等の防止は別だ、この法律ではきめない、こうなっているのだ。国民がいま信頼しているのは、どっちかというと、この公害対策基本法のほうにたいへん期待を寄せているわけでありまして、でありますから、私は、発電所の周辺整備法においても、原子力発電だけは別扱いにするのだ、こういう発想でなければいけないような気がするのであります。その辺の関連は通産省はどう検討しているのですか。

○生田政府委員 ただいまの先生の御質問、私からお答えをさせていただきます。
公害対策基本法におきまして放射能関係が除かれておりますことは先生御指摘のとおりでございますが、これは原子力基本法という別の基本法がございまして、原子力関係につきましては、原子力の利用から発生いたします放射能につきましても、原子力基本法でカバーしていくというこの関連で除かれたものと理解しております。

それで、ただいまの御指摘の点でございますけれども、原子力の平和利用に伴います放射能の処理につきましては、一般の公害対策以上にもうすでに厳重な規制を行なっているわけでございまして、これは原子炉等規制法あるいは放射線障害防止法等の法律によりまして、一般の公害以上の厳重な規制をすで行なっておりますので、現在でも十分放射能に對する国民の安全は確保されているというふうに考えております。

○武藤(山)委員 現在でもほかの法律でいろいろ規制があることは私も承知しております。ただ、私がいま言いたいののは、水力発電、火力発電、原

原子力発電を一本の法律で並列的にこの周辺整備法で取り扱うという発想に問題があるのだ。やはり原子力発電だけは公害基本法も分けていけると同様に、別立てで考えるべきではなからうか。それだけ危険度が高い。そういう意味で、一本の法律の中に三つを全部含めていこうというところに私の不満があるのです。すぐ変えろと言ったって、新たに交えられるものじゃありませんけれども、ただ、そういう発想のしかたに考慮しなければならぬ問題点があるのじゃないだろうか。そんなことは心配ない、別な法律でこうあるのだから、火力、水力、原子力が一本の整備法の中だと含まれていても何ら妥当性を欠いておらぬ、そう言い切れるのか。その辺どうも原子力というものは特別に取り扱うべきだという感じなんですけれども、どうでしょう。

○生田政府委員 原子力固有の特殊な分野につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、たとえば原子炉等規制法という別個の法律でもって規制しているわけではあります。火力発電、水力発電につきましては電気事業法によって規制されているわけではありますし、原子力発電につきましても電気事業法の適用を受けましかに、新たに原子炉等規制法の規制を受けるといふ二重の規制になっておりますのは、やはり原子力発電の特殊性によるものでございます。

ただ、ただいま御審議いただいておりますこの法案でございますが、これは原子力の固有の分野と申しますよりは、原子力発電という、発電という点につきましては、そのエネルギーのものが原子力でございまして、火力でございまして、水力でございまして、発電に関しては同じでございます。その共通の発電というところに共通性を見出しましてこの法案がつくられている、かように理解しております。

○武藤(山)委員 しかし、やはりわれわれしるうとには、原子力発電所から生まれてくるものもろの環境汚染、公害あるいは海水汚染、こういうような問題は全くわからぬわけですね。把握できな

いわけですね。われわれはいま学者の書物をいろいろ読むと、心配ないという立論で書いておる学者と、いやたいへん将来に禍根を残し、かたわの子供が生まれたり、白血病になったり、ガンの発生率が多くなったり、特に再処理工場から生まれるそういう心配というものは非常に大きい、それをたいへん心配しておる学者もある。四月三十日号の「エコノミスト」を見ても、対談をやっておりますが、その衝に当たると原子力委員会の学者と大学で教えておる学者の見解では、害の測定、安全性についてまさに見解が分かれていまして、ありますから、原子力発電所というものは全く特別にいろいろな配慮がなされるのだということをおわかりやすくするために、法体系を別にし、そしてその地域の地方自治体に対する交付金も、原子力発電の場合には火力よりもはるかにメリットを与える、そういうような配慮というものもやはり必要ではないか、こう私は考えるのですが、しかし、これはあなたの見解とは平行線になりますからやめめす。

次に、原子力発電所をこれからどのくらいつくろうというのか、五年間ぐらいの原子力発電所設置の計画を具体的にちよつと御提示願いたいと思

います。○井上説明員 現在、原子力発電所の稼働中のものは約二百二十八万キロあるわけではあります。このほかに工事中のものが千三百数十万キロございまして、合わせて千六百数十万キロになるわけではあります。そのあとの計画につきましては、現在のところあります計画は、昭和六十年に六千万キロを目標に開発を進める、こういうことになっていくわけではあります。

しかしながら、先ほど申し上げました既設のものあるいは工事中のものを除きましては、新たな着工は現在のところありませんか、昨年度におきましては一基もなかった、かような状況でございまして、当面五カ年間ぐらいにどの程度完成できるかということにつきましては、まだはつきりした数字はございませんが、予定されているものと

いたしましては、約五百万キロワット程度ぐらいが予定されておる次第でございます。

○武藤(山)委員 昭和六十年の数字が六千万キロですか、これは四十九年で、十一年間で原子力発電六千万キロワット、これはいまの規模でいくと何カ所ぐらいつくらなければならぬことになり

ますか。○井上説明員 今後つくられますものが約百万キロ程度の規模でございまして、基数といましては大体六十基程度になります。地点数とい

たしますと、数基が一地点に置かれることになり

ますので、その数分の一ということになります。○武藤(山)委員 大体一基百万キロワット程度、

こうあなたはいまおっしゃったけれども、その百万キロワット程度というのは、原子力委員会なり通産省なりが標準をきめるわけですか。たとえば

百二十万キロ、百三十万キロ、百万キロと、それぞれの電力会社によっていろいろ違うものがつくられる、自由経済で、電力会社は株式会社であり

ますから、それぞれの都合によって一基百万キロなり、いろいろなバラエティーに富んでおるのを

とつくらせようという方針をきめたようですね。日本の場合は、いままでのを見ると、いろいろ

ばらばらですね。四十五万キロ二台、五十万キロ二台、七十万キロ一台、三十七・五、五十二・四

というように、こういうばらばらなものをつくる

より、非常に危険度の高いものであるのだから、研究する上でも、安全性の追求をする上でも、

やはり原子力委員会なり政府の方針できちつと一定のものの標準をきめてやらせる、こういうことは

ぜひ必要ではないか。いまからでもおそくはない、着工してないというのがあるのだから、

こういうものもやはり現状を十分ひとつ行政サイドで調査して、できるだけ住民の安心できる、な

るほどこういうスタイルで、こういう方針で原子力委員会も通産省もやっているのだという、その姿勢がやはり国民から受け入れられるかどうかの基準になると私は思うのです。だから、そういう意味で、今後そういう標準化の問題について十分検討してほしい。

○生田政府委員 ただいまの先生の御指摘の点につきましては、原子力委員会におきましても検討中ではございまして、なるべく早い時期にその標準化を実現したいと考えております。アメリカにお

きましても、まだ標準化に踏み切ったわけではござい

ませんが、特にその安全審査をなるべく内容は充実し、かつ日数は短くというようなことも出てまいりますので、その方向でただいま検討中ではござい

○生田政府委員 昭和三十九年に原子力委員会の決定によりまして立地審査指針というものをきめております。ここに持ち合わせておりますが、どういたしましょうか。読んだほうがよろしゅうございませう。

○武藤(山)委員 全部読むのはたいへんでしようから、たとえば項目だけちよつとあげてみてくださ。——では、私のほうから質問しましょう。個々の問題だから。

たとえば、緊急炉心冷却装置ですか、ECCSの基準、そういうようなものはアメリカと日本と比較した場合、日本のほうがまだ基準が低く定められているような論文などを読んだのであります。が、アメリカと比較して日本のそういう基準はどのように違っておりますか。

○生田政府委員 ECCSにつきましてはアメリカと日本を比較いたしますと、大体同じであらうかと思ひます。先生御指摘のECCSの問題点につきましては、アメリカですでに論争があつたわけでございますが、その論争が反映いたしまして、日本でも若干の論争がございします。

つまり、現在のECCS、緊急炉心冷却装置が十分に働かないのではないかとということがいわれておりました、これはアメリカのアイデアホというところで小規模な実験が行なわれましたときに、その実験の結果が、それをもちまして十分にECCS装置が働かないのではないかと論争がございしましたけれども、これについては、その後、実験の目的自身が多少違ったものでございしますので、十分働くという解釈を私どもはしております。さらに、わが国の安全審査におきましてはその実験の結果も若干取り入れてまして、ちよつと詳しくなりまして恐縮でございますが、ECCSが働きますのは、原子炉の中の冷却水のパイプが瞬間的に切れてしまった、ギロチン破断といつておりますが、それで冷却装置が働かなくなつた場合に水をかけてそれを冷やす、ECCSのはこういう装置でございますが、そういう状態を想定しまして、特にその実験の結果をいたしまし

て、冷却水のパイプが切れました一番最初の時期に中の気圧の関係によりましてECCSの装置がよく働かないのではないかと問題でございしますが、その点も考慮に入れますと、最初の時期におきましてECCSが働かないという前提で、それでも安全であるということを確認いたしまして審査をして許可をしておりますので、その点、アメリカの小規模な実験との関係では問題ないと考えております。

○武藤(山)委員 次に、アメリカなどは原子力発電所あるいは原子炉から人口密集地域との距離はかなりあるように感じました。私も戦後二回アメリカに行つてみたのでありますが、ああいふ広大な国土では、そういう安全性というものも非常に有利な地の利がある。日本の場合は、人口密集地からどのくらいの距離までを一応立地条件として認めておるのですか。

○生田政府委員 アメリカとの比較でございしますけれども、アメリカにおきましては、日本よりは非常に広い国土の国でございしますけれども、日本と似通つた、あるいは日本を上回ります人口密度を持った発電所もございします。

たとえば東京電力の福島発電所、先ほど申し上げたのでございしますけれども、その人口分布でございします、原子炉が置かれておりますところから半径八キロ以内のところの人口が四万人、それから三十二キロメートル以内の地域の人口が十三万人でございします。アメリカにエンリコ・フェルミの二号という原子力発電所がございします、これは半径八キロ以内のところの人口が三万人、それから三十二キロメートル以内の人口が七十四万人というところで、日本よりもはるかに多うございします。同様な例はほかにもございします。もちろんいろいろ発電所の地点によりまして差はございしますけれども、アメリカのほうが絶対的に人口希薄な地点に置かれておる、日本のほうが絶対人口過密なところの置かれておるというところはございせん。

○武藤(山)委員 いまの傾向は、ヨーロッパにお

いても、西ドイツやフランスなどの原子力発電所においても、いまの数字を当てはめて大体間違いない、こう見ていいですか。ヨーロッパはどうですか。

○生田政府委員 ただいま手元に西独のビブリスという発電所がございしますが、この場合は、先ほど申し上げました日本とアメリカの二つの発電所よりも、はるかに人口が多うございします。半径八キロメートル以内の人口が十三万人、三十二キロメートル以内の人口が百五十万人というところで、非常に多くなつておりますので、どちらかと申しますと、アメリカよりもヨーロッパのほうが比較的立地周辺の人口の密度は高いというように考えようと思ひます。

○武藤(山)委員 大体一時間の時間になりましたのではしりますが、廃棄物の処理問題、それから再処理工場の問題、これは、原子力発電所を政府はだんだん全国につくろうといふのでしようが、再処理工場というのは個々ばらばらに各電力会社に負担をさしてつくらしてやるのか、原子力委員会が一本で、再処理工場は国が管理をしてきちつとやるのか。その廃棄物の処理と再処理工場については、どういう方針で国は指導しようとしておるのですか。

○生田政府委員 まず廃棄物の処理と処分でございますが、原子力発電所から出てまいります廃棄物につきまして、現在は各発電所の構内に、ドラムカンに入れてまして建屋の中に入れて貯蔵してあるわけでございますが、今後原子力発電所の数も、それから出てまいります廃棄物の量もふえてまいることでもございします、最終的な処理と処分の方針を確立いたしますと同時に、その処理と処分をいたします施設を建設すべきではないかというところで、本年度の予算でもそれに關します調査費をいたしておりますので、早急に調査を進めたいと思ひます、あるいは施設の建設しかりべき機関の設立なり、あるいは施設の建設なりを進めてまいりたいと思ひます、ただいま検討を進めていられる段階でございします。

再処理につきましては、個々の電力会社あるいは個々の発電所がそれぞれ再処理施設を持つというところではございせん、これは世界じゅうどの国でも同じでございしますが、再処理工場という比較的大きな規模のものがございまして、そこに各電力会社から持ち込みまして、使用済み燃料の再処理をするということになっております。

現在の段階では、わが国の原子力発電所から出てまいります使用済み燃料は、海外の再処理工場に送りまして、委託しまして再処理をしておる段階でございしますが、国内にわが国の再処理施設を持つべきであるという考え方でございまして、動燃事業団が現在茨城県の東海村に再処理工場の建設を進めておられます、本年中に試運転、明年から本格運転に入る予定でございします。ただそれだけでは能力的に不足でございします、それに続きまして、これは民間が主体で建設するといふ方向で、ただいま通産省あるいは電気業界と御相談いたしまして、その方向を検討している段階でございします。

○武藤(山)委員 その廃棄物の処理の問題、それから再処理工場の問題、かつて発電所の原子炉から出る放射能よりも、こういう廃棄物の処理や再処理をめぐつての放射能の放出のほうがはるかに大きい、こういうことを学者は書いているのであります、もしそういうことが事実だとするならば、この問題について私は、会社経営にまかしてはなからうか、採算ベースばかり考えて、この問題は、どうしても国が積極的に全責任を持つて安全性を確保する見地からやるべきではないだらうか。西ドイツなどは、全部国の責任においてやつていられるようですね。

だから、日本も、その辺はいまのうちにきちつとしておかぬと、昭和六十年になつて原子力発電だけで六千万キロも発電をするようになって、その時点でどんな方式に大騒ぎをするのかはたいへ

んでありますから、やはり原子力の取り扱いについては、本来ならもう原子力発電所は全部国がやるべきだというのが私の持論なんでありまして。私はこういうものを、幾ら公共性の事業といえども、利益追求の形で株式会社にかかせる、そういう考え方はやめて、原子力発電は一切国営でやる、そして、安全性の保障の問題も全部国が責任を持つ、こういう体制に切りかえるのが、現代の世界の潮流にも合うのではないだろうか。また、日本のように人口密度の高いところというところは、一たびそういう事故があったときには取り返しのつかない大問題に発展をする。そういうものを一株式会社によらせておくというとはいかかなものであるか、この辺で私は発想の転換をするべきではないか、国営にすべきだ、そういう議論なんでありまして、それらについてのあなたの見解を、またあなたの所属しておる組織の検討としての状況はどうであるか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○生田政府委員 ただいま御指摘の点でございませうけれども、私もどなたもいたしましては、原子力発電所あるいは再処理施設、廃棄物の処理施設というふうなものをすべて国営でやるべきだという考え方はとっておりません。むしろ民営で行ないまして、そのかわり法的な規制を厳重にやって規制をするという考え方でございまして。

ただ、現在の動燃事業団の再処理工場が特殊法人の手によって建設され、今後も運営されるわけでございまして、これはいわゆるパイロットプラントと申しますような開発段階のものでございまして、動燃事業団がしたわけでございまして、その他のものにつきましては民間ベースでやりまして、政府が法律によりまして厳重に監督するということがよろしいのではないかと考えております。

○武藤(山)委員 あなたは大臣でないのだから、経済体制まで転換をしろと言われても、次長の答えられる範囲でないことは百も承知であります。しかし、ヨーロッパの情勢などを役人の立場から

十分検討するならば、やはり日本の原子力の安全性というものを確保する上から、もはや体制そのものを原子力の場合には変えなければ、国民の安心感、信頼は得られない。不安感というのは一そう拡大されるばかりである。でありますから、発電所も容易に用地の取得はできない、反対勢力はかなり拡大をされていく。そういう全体のものを見渡したときに、日本の原子力のあり方、取り扱い方というものをこの辺で再検討しないと、六十年代に六千万キロを何とか発電したいといつても机上のプランに終わるであろう、こう私は思うのであります。

そういう点で、せっかくもつと全体の日本民族的な立場から、日本の国民の健康、そういうものを本気で、生物学的な、人体学的な立場から、原子力委員会はそれあるべき姿を、利益の追求である資本主義の株式会社制度というものの限界というものを、この辺で十分検討し直さなければいけない、そういう職権が原子力関係ではなからうかと思うのであります。

あなたにそれ以上のことを答えよと言っても無理な話でありますからやめますが、いざれにしても、われわれが原子力発電にたいへんな危惧を持ち、不安を持って、野党が多くの部分で反対運動をしているのは、安全性というものに対してなるほどと国民に納得せしめ得る材料を、原子力委員会も科学技術庁も与えていない。もうちょっと公開の場で徹底的に賛成、反対の学者同士の全国民にわかるような討論というものを、ひんぱんにテレビを通じてでも徹底的にやるべきではないか。そういうものが開かれない限り、閉ざされた門はなかなかあかない、こういう感じがしてなりません。

せっかくそういう努力をしなければ、先へ先へ進んで、ろうそくでまさか勉強しろというようないことは暴論でありますから、需要があり供給が足りなくなるといふことについては、私たちもその事実は認めます。認めるけれども、さりとて二十

年、三十年後の子供が一つ目の子だの、鼻のな

い子だのというものが出たのでは、これまた人類史上たいへんな大きな問題になるのでありますから、われわれしるうとはわからない、目に見えない、つかむことのできない公害の問題でありますから、それは専門家の原子力委員会や科学技術庁が十分再検討して、国民に安心をしてもらえようようにしなければならぬ、強く要望いたしておきます。

最後に、間もなく大蔵次官になるであろう高木さんにちよつと注文をつけたのであります。先ほど佐藤君からも指摘がありましたように、税制調査会に全然はからずに、拙速をとうとんで、いい目的税だからやつたのだ。これは慎重な高木さんとしては、少々手ばかりではなからうかと私は感ずるのであります。どうしても踏むべき手続——やはり民主主義の政治というのは、高木さん、結論がいい悪いよりも、その過程における手続が尊重されるのが民主政治のよきなんであります。でありますから、やはり慣行としてやつてきた手続というものは踏むべきではないか。

したがって、私は、この委員会は安倍委員長のもとで一応この法案は凍結しておいて、参議院議員選挙後臨時国会が開かれるのですから、ひとつそれまでの間に税調の意見を一応聞いて、手続はきちつとやってきた、そして商工のほうも法案の審議を慎重審議やつた、しかる後に大蔵委員会としてはこの目的税を採決したというのが慎重な高木さんのとるべき態度であるし、名委員長といわれる安倍さんのとるべき態度ではなからうか、私はこんな感じがしてならぬのであります。十月実施でありますから、そうあわてていますぐやらないやならぬという緊迫した災害の問題とは違つたのでありますから、ひとつその辺をぜひ御考慮いただきたいというのを申し上げ、委員長には忠告をも含めて取り扱いを慎重にせられたらという

ことを進言して、私の質問を終わりたいと思

います。

○安倍委員長 この際、参考人出席要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、電源開発促進税法及び電源開発促進対策特別会計法案の両案について、来たる二十二日午前十時、参考人の出席を求め、その意見を聴取することとし、その人選につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安倍委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

本会議散会後再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後三時五十七分開議

○安倍委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。増本一彦君。

○増本委員 今回の発電用施設周辺地域整備法、この法案に関連して開発促進税とそのための特別会計の二法が当委員会にかかつているわけですが、これも、この発電用施設周辺地域の整備の財源を電源開発促進税という特別の税に求めた理由は一体どこにあるのか、まずその点をはっきりさせてください。

○高木(文)政府委員 発電所等の周辺地域におきまして、いろいろな公共施設等の計画的な整備を促進いたしまして、それによって何らかの意味におきます地域住民の福祉の向上をはかるということを通じて、発電所の設置の円滑化に資したいというのが発電用施設周辺地域整備法のほうの趣旨でございまして。

そこで、この財源をどうやって調達するか、一般財源によるかあるいは特別な税を設けますかというのを政府内部においていろいろ研究をいたしたわけでございまして、ある意味で申し上げますと、これは結局、電源開発のための一種のいわば

コストであるということがいえるわけでございます。何らかの形で受益者に負担をしていただくというところが、より望ましいのではないかと、ふうに考えたわけでございます。何ゆえ電源開発施設周辺地域についてだけ特にそのような整備をはかるのかという問題が片方にございます。これも関連をいたしまして、むしろ直に電源開発のためのコストとして結びつけて考えていくというところが、納税者の方々にわかりやすいのではないかと、いうふうに考えるわけでございます。電力会社が電気の販売量に応じて負担を求める方式というのが今回の促進税の方式でございますが、こういう形をとりますれば、先般の御質問でもお答え申し上げましたように、結局、電力料金価格を通じて最終的には電力消費者の方に負担をしていただくことになるわけでございますが、この使用目的が電源開発周辺地域の整備ということでございしますならば、これはやはり、その発電によって受益をする電力利用者に負担をしていただくというこのほうがより明快であるというふうに考えたわけでございます。

それで、金額といたしますれば、初年度百億、平年度三百億というところでございますから、必ずしも一般財源ではどうにも持ち切れないというようなオーダーのものでございせんけれども、ちようどこれは、目的税の形式はとりませんでしたけれども、昨年の国会においてお願いをいたしました航空機燃料税という制度を設けました、そして空港周辺地域の整備にそれを充てる、しかし航空機燃料を通じてやはり航空機の利用者に負担をしていただくというにいたしたのと、やや趣を同じくするものであるわけでございます。

○増本委員 いまのお話ですと、特別の税、促進税という税に理由というのはいくつかあるお話しになりましたけれども、受益者負担ということ、明確になるというそのことだけに尽きるのですか。財源の点は、初年度百億、平年度でも三百億で、これはたいしたことないですね。そうすると、この程度の金額ならば、当初の周辺整備のよ

うな形でもお金は出せるはずですね。それが特別の税収をもって充てるとした理由はどこにあるのかということになると、いろいろなお話しになったことを拾集すれば、結局、利用者に負担してもらおうということがはつきりするの、一番いい、このことだけに尽きると思うのですが、そのことだけでよいのですか。

○高木(文)政府委員 主として私が御説明いたしましたとおりでございます。かつ、たゞいま御質問がありましたとおりでございます。

ただ、もう一つ追加させていただきます。ならば、いろいろな地域のための助成策ということはあるわけでございますけれども、この電源開発周辺地域に対する助成というものを、なぜ他のものに特に優先して促進しなければならないかといひますと、それはまさにエネルギー対策の見地から出ておるわけでございますけれども、そのような交付金が特に所在もしくは周辺市町村にだけ他のものに優先して交付されるというこの意味、そしてその程度というように考えますと、それはむしろ一種の発電のためのコストというふうに概念をして結びつけたほうが、支出としても理解がしやすいし、またその財源調達方式としても理解がしやすいというふうに考えておるわけでございます。

○増本委員 電力需要の伸びのこれらの予測は、民生用が一〇%ぐらいで産業用がそれよりも低い伸び率で進んでいくだろう。それで、それだけに振り分けられる量的な面で見ると、民生用は量的に直すとどのぐらい伸びて、産業用はどのぐらいの発電量の伸びを予測されているのか、その点ひとつはつきりさしていただきたい。

○小野説明員 電力の需要予測につきましては、現在ありますのは日本電力調査委員会というところで作成しました需要があるわけでございますが、それによりますと、四十九年度、本年度につきましては、電灯需要が大体八・八%ぐらい伸びるのではないかと。それに対して電力、これは中小企業向けの小さいものを含めての電力では四・一

%、それから産業用の大口の電力だけで二・〇%ぐらいの伸びではないか。これは四十九年度でございます。

それから、さらにもっと長期の問題でございますが、昭和五十三年ぐらいまでの予測でございますが、電灯の需要が九・二%程度、それから電力が合計で八・五%程度、電力のうちでも大口産業用の電力については七・八%程度伸びるのではないかと、いうふうに予測されております。

○増本委員 これは発電量であらわすとどのぐらいになるのですか。

○小野説明員 いまのは伸び率だけでございまして、これを量で御説明いたしますと、四十九年につきましては、電灯需要が全部で七千九百万キロワットアワーでございます。それから電力の合計でございますが、これは二億七千万五千キロワットアワーでございます。それから、そのうちの大口電力分だけ、大口産業用の電力分でございますが、これは一億七千万四千キロワットアワーでございます。

それから五十三年でございますが、五十三年の電灯需要は一億一千万キロワットアワーでございます。それから電力の合計でございますが、これは三億九千万六百万キロワットアワーでございます。それからその電力のうち大口電力分だけでございますが、これは二億四千六百万キロワットアワーでございます。

○増本委員 電力の需要の伸びを見ましても、いま伺ったとおり、パーセントで言われると電灯需要の伸びが高いようであるけれども、その電力需要量で見ると、依然として、これはもう当然のことながら産業用の電力、中でも大口電力は非常に大きなシェアを占めているわけですね。だから、いま皆さん方がおっしゃっている電力需要に際して供給を安定的に確保していくためにどうしても周辺整備が必要だという場合には、この産業用の電力、中でも大口の電力の需要に際して供給を確保していくということは無視できないわけですね。であるならば、単に平均的に周辺整備の財源

として、すべてに一律に特別の税を課して、それで利用者負担を明確にするとか、あるいはこれこそ発電のコストだということと転嫁してくるというの、これは実態から見たら実はいへんおかしなことではないかというように思うのです。その電源開発の推進力になつてゐるのは、やはりこういう大口需要家を中心とした産業用の電力、そしてまた、電力会社の大きな要請もある。だから、一般国民大衆にもこういう税で費用の転嫁をするのではなくて、これこそ、もしそういう必要があるのであれば、まさに電力会社や大口需要家に対する特別の負担というものをまず考えていいのではないかと。

実際に電力の料金を見ましても、電灯料金と大口の電力料金との間には、いまでもたいへんな差がある。これは一キロワットで考えても、ほぼ三円五十銭の大口電力に対して電灯料金は十二円、そこにはいろいろなコストがかかるからだというような問題があるかもしれない。しかし、負担のできるところから正しい負担、それに相応する負担を求めるということも、実はこういう財政的な負担の実質的な公平をはかるという上から、ほんとうは大事な問題じゃないかというように思うわけですね。ですから、特別の税にしたい理由は、単純にこの利用者負担で平均化すればいいのだということにはならないし、ましてや発電のコストにあたるのだということだけで一般国民大衆へのこういう転嫁を考へるということ、私は実質的な公平の原則から見ても遺憾なやり方であるというように思ひます。これはむしろ修正し、訂正すべきであるというように考えますが、いかがですか。

○高木(文)政府委員 この電力開発促進税というものを考えますときに、納税義務者をだれにするべきか、課税標準をどのように定めるべきかということ、いろいろ検討いたしましたわけでございますが、御承知のように、今回の案では、納税義務者は電気事業者である、そして課税標準は電気量、ボリュームであるということにいたしました。

は、ただいま御指摘の点を頭に置いたものでございます。

〔委員長退席、村山（達）委員長代理着席〕

たとえば、現在の地方税の電気税におきましては、電気料金というものが課税標準になっておりますし、そして電気事業者は特別徴収義務者になっておりまして、納税者は消費者というわけになっておるわけでございまして、今回の場合には納税義務者は電気事業者でございますから、千キロワットについて八十五円を納めていただくのは電気事業者でございます。これをどういうぐあいに料金に織り込んで、そして消費者に負担を求めるかというの、料金のきめ方と関連してまいらるわけでございまして、少なくとも電気料金、電気値にスライドするやり方をするよりは、電力にスライドするやり方にいたしましたほうが一般消費者に対する負担が相対的に少なくなるとして、そして産業用等、電気を比較的低廉な価格でいま供給を受けておるほうには、相対的に電気税の場合よりは重くなる可能性を十分持つておるものでございます。

具体的にそれをどう配分いたしますかという問題は、これはコストでございますから、そのコストをどう割り振るかということでございまして、電気料金の決定の問題として、いわば転嫁のやり方がきまってくるわけでございまして、そこは通産省のほうでお願いいたしたくわけでございまして、私どものほうでできるわけではないわけでございまして、まあ増本委員のお尋ねの点に完全にお答えすることにはなりませんけれども、現行の電気税と比較において議論する限りにおきましては、いま御指摘のような点も、多分に今回の組み立てのほうで御趣旨に近いものになるというふうに考えております。

○増本委員 この電力千キロワット八十五円、これを原価に割り振っていただければ、今度の値上げの申請を見ましても、結局、電灯料金にも同じ割合で割り振られてくるし、大口の需要の場合にも同じように割り振られてくるという点では、局長が

言うように、その使用量に応じて負担が多くなるといっても、結局負担率そのものからいけば、中身は変わらないわけですね。だって、一キロワット八錢五厘の割合で、百キロワット消費した者にも、それから一万キロワット消費した者にも同じように割り振られてくれば、税負担率はちっとも変わらないのじゃないですか。

○高木（文）政府委員 現在の電灯料金は平均的には十二円弱、各電力会社、したがって地域によって多少違いますが、十二円弱になっておるわけでございまして、十二円弱に対して八錢五厘、こういう関係でございまして、産業用電力は五円とか六円とかいうぐあいで電灯よりは安いわけでございまして、その場合でも八錢五厘ということになりますと、値段との関係からいえば、負担率は家庭のほうが少なく済むという関係になる。もし平等に転嫁が行なわれましても、電灯のほうはその料金の中に占める促進税部分の割合というものは、率的には少なくなるといことはいえるのじゃないかと思ひます。

○増本委員 それは分母になってゐる基本の電力料金あるいは電灯料金の一キロワットアワーのそれぞれの単価、ここに不平等があれども、しかし税負担そのもので見ると、同じ八錢五厘がやはりかかってきてゐるわけでしよう。電力量を分母にして考えれば同じです。そのことを言っておるのです。だから、趣旨に一步近いとおっしゃるけれども、ほんとうに電源開発の必要性が産業用電力、産業用エネルギーの確保ということに向けられてゐるのであれば、やはり負担のできる者により多くの負担をさせるというたてまえを最初から貫いていくということが必要ではないかというふうに思ひます。

ところで、次に移りますが、周辺整備法を七十一国会に出されたときには、第六条の二項、三項で、いわば電力会社に費用の負担をさせることができたわけですね。これを取り除いてしまひました理由は、一体何なんでしょうか。

○小野説明員 いまの御質問にお答えいたします

前に、先ほど私、電力の需要の数字を申し上げて、内数のほうを申し上げたわけでございまして、単位を百万キロワットアワーの単位と十億キロワットアワーの単位と間違えましたので、先ほどお答えしました数字にゼロを三つ足していただきたいと思ひます。おわび申し上げます。

それから、ただいまの御質問でございますが、修正前の法律におきましては、電力会社が費用を負担する、その際に通産大臣が費用の調整をすることができるといったような規定があったわけでございまして、それが取り除かれまして、今回は一般的に電力会社が協力するといったような規定に変わつてゐるわけでございまして、これにつきましては、電力会社が費用負担をいたしましたとしても、それはコストにはね返ってくる。それから、今回の電源開発促進税というの、電気事業者が納税義務者である。したがって、コスト的には電気事業者のコストの中にはね返ってくるということと同じような財源だといったようなことになりましたので、費用の負担の規定は削除したわけでございまして。ただし、電力会社としましては、費用は負担いたしません、それ以外の面では全面に地元に対して協力すべきことは当然だろうというふうに考えております。

○増本委員 その問題だと思ひます。この第二項で、電力会社に対する費用負担をさせることができないということになつてゐたのが、これがなくなつたやうな、この周辺整備に関する限り、電力会社はもう一文も払わなくてもいいということになるでしょう。旧条文でいけば、国も補助金を出し、そして必要な場合には電力会社にも費用負担をさせて、そしてやっていくということであつたわけでしょう。

それが、一般会計から出る予定にしていた国の負担とか補助というものが、促進税という特別会計に回つて、ここからお金が出る。そして、促進税になつたからというので、今度は電力会社の費用負担という面が、これは地方自治体でもあるいは地域の住民でも、もし持つてくるんだつたら電

力会社も住民福祉のために金を出せとか施設をつくれとか費用の負担をしとか、こういうふうないままでいろいろ要求があり、折衝もされてきたのが、もう出さなくても全部合法化されてしまふということになるでしょう。しかも、この促進税というのは、納税義務者は電力会社だということになってゐるけれども、これは全部原価計算の際にコストで割り振ることができるわけですね。納税義務者だといへども、いわばトンネルですよ、消費者から取つて国に納めるだけの話ですから。だから、これはもう文字どおり電力会社本位の、利益を守つてやるための何ものでもないというように思ひます。あなたのそういう説明では私は納得できないのですが、政務次官、どうなんですか。

○森下政府委員 先生の言う御趣旨もわかりましかれども、黒字のある場合は損金で見られますから、やはりその点ではすべてがトンネルにならない、こういうふうに思つております。

なお、この負担金を電源税という目的税に変えたのは、時代の要請に応じてやはり負担金という性格よりも受益負担という目的税に切りかえたほうが、やはり義務づけという非常に力強い財源確保という点でその方向に変えたわけでございまして、それでひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○増本委員 政務次官、この電力会社あるいは電気を販売する会社は、納税義務者にはなつてゐるのです。しかし、それはもう需要家のほうに転嫁して、今度の申請書を見たら総括原価の中に促進税というのが入つてゐるわけですね。これがきまれば、原価計算の中に組み入れて全部需要家に負担させていくことになるでしょう。

だから、納税義務者だというように強くしたから、費用負担ができるというよりも、電力会社の負担の面でも義務の面でも強くなるんだということにはならないんじゃないですか。むしろこれがなくなつたために、もう全部そういうのは特別会計からお金をもらうことであつて、国にまかせちゃつて、電力会社はこの周辺整備については全然

財政的にも責任を持たないということになるんじゃないですか。だから、電力会社本位のやり方であつて、しかも、そこへ発電所をつくりたいというところで電力会社がいろいろ持つてきて、その問題がみんな電力会社にかつて国が肩がわりする、結局、国民が肩がわりするということ以外の何もでもないということになるんじゃないですか。

○森下府委員 電源立地をする場合に、従来の電力会社のする補償は別にこの中から払われるわけではございません。電力会社独自にやはり補償の義務はあると思います。ただ、そのけじめと申しますか、範囲をいかにするかというこの問題は残るだらうと思いますけれども、電力会社がやることなしに、すべてこの目的税でやるということはないと思います。

○増本委員 ないと思うとか、あると思うとかいうのではなくて、法律的にはそういう費用負担をさせることができなかったわけでしょう。政務次官は補償の問題をおっしゃられたけれども、補償というのは、これは電源開発で発電所をつくるそのものに必要なる費用の負担ですよ。土地を買収したり、あるいは公害が起きるとかいうことでその補償とか、移転補償とか、いろいろあるわけでしょう。これは発電所の立地にストレートの、プロパーの問題ですね。

ところが、この周辺整備というのは、プロパーの問題じゃないでしょう。それについても、本来ならば、電力会社はその地域に迷惑をかけるのだから、一定の費用負担をするのは当然だ。やはりそこから収益も受けるのだし、今度の電力料金、前からもそうですけども、電力料金の算定の場合にも適正報酬の原則というのがあつて、ちゃんと適正な報酬を見込んであるわけ、それはどこから生まれるかといつたら、将来の問題でいけば、今度できるその発電所も稼働すれば利益をあげるという意味では、やはり周辺の問題についても、その電力会社の営業活動に直接関係があるわけですよ。だから、費用負担ということが地方自治体や住民の間でも問題になっているの

に、それはもう全部国民が肩がわりし特別会計から出されて、電力会社は一切おかまいなしという、こういうやり方に変えてしまったことは、これは改善じゃなくて改悪ですよ。私はそう思うのですが、もう一度御答弁ください。

○森下府委員 今回目的税を設けて、これを周辺地域のいわゆる福祉、それから安全の確保、環境の保全、そういう電源立地を阻害する要因を排除するために使うということと同時に、この立地するところの犠牲において、産業にいたしまして、また他の地域の消費者においてもそれだけの利益を受けるということでありまして、従来のただその地域だけの補償という問題じゃなしに、その電源立地の地域の犠牲の上に立つて非常に需給関係の逼迫しておる電気を求めるという趣旨に立つた場合には、電力会社の負担ということではなしに、やはり税金という形において、まあ各電力会社の電気を使用するものをひとつ洗い直すようなところで受け入れて、それをあらためて交付するということに、私は税金として徴収する意味があると思います。その他に、従来の電力会社がケース・バイ・ケースでやつておりました補償的な道路とかダムサイトの補償の問題、その他の問題は、この問題とは私は別個に考えるべきであると思つております。

○高木文政府委員 私のほうがお答え申し上げるのはちょっと所管外になるのでございますが、この税をつくりましたときの気持ちとの関連がございまして、ちょっと申し上げておきたいと思つてます。前の法律の場合と今度の法律の場合は、周辺整備法の組み立てが全く変わつておりまして、今回の周辺整備法は、いわば国の責任において周辺整備を行なうという形に切りかわつたわけでございます。国の責任において周辺整備を行ない、しかも、それは電源立地の各地域を通じてある共通の尺度で同じ程度の交付金を交付して、そして助成をしていこうという考え方でございます。各個別電力会社の個別の事情に応じて、そしてある電力会社はよけい出ししようとか、ある電力会社は

あまり出しませんというような形でなしに、所在地及び周辺地域の整備には、この法律によつて定められた基準に従つて一律に出すことにいたします。その出します整備の程度も、実はこれは政令等にゆだねられておる面が非常に多いものでございまして、直には御理解いただきたくも思いますけれども、内容は金額の面におきましても、ずっとボリュームが変わつてきておるわけでございます。

そこで、国がそれを行なうについて、それを一般財源でやるか、あるいは冒頭に申し上げましたような意味で、電力消費者に最終的には負担をしていただくという趣旨から目的税で調達したいのかというの、今度は私どものプロパーのフィールドの問題でございまして、私どもが理解をいたします。これを目的税といたしましうというところで踏み切りました前提としての考え方は、この周辺整備法のもの考え方、その整備を国が責任をもつて一定の基準で全部いたしますというふうに切りかえたわけでございますので、六条の二項があるなしの問題は、これは私担当ではございませんから正確にお答えいたしがねますが、前の法律とあとの法律の基本的な違いは、都道府県が計画を立てて、それを国が援助してやつていくという形でありましたものが、計画はやはり都道府県が立てますけれども、金の面におきましては国の責任において処理をしていくというふうに変つたということをお申し上げておきたいと思つてます。それがまた目的税にした理由でもあるということでございます。

○増本委員 局長おっしゃいますけれども、第五条の「事業の実施」というところで、周辺整備事業を実施するものは、これは前と異なると同じじゃないですか。同じように「国、地方公共団体その他の者が行なう」ということで、お金が公共団体その他の者のものか、あるいは今度補助金とか国が負担するお金が特別会計という特別のさいふから出るものであるかという違いだけじゃないんじやないですか。

○小野説明員 事業の実施主体は、修正前とあとで変わつておりません。それから、整備計画に基づいてやるという点も変わっておりません。ただし、前の場合には一応電力会社の協力ということでございまして、金額等については、当初予定しておりましたのは、はるかに少ない金額を頭においておりましたし、それからその程度のお金が出るかどうか、言ふなればさだかでないわけでございますが、今回はそれを国の特別会計から一定の基準で出すというように、金額的にもふえましたし、それから出し方が、確実にその分だけ出るということで、整備計画をつくる際に、非常に確実に整備計画をつくることのできるようになったという点で、大幅に改善になるというふうに考えております。

○増本委員 ですから、国が全面的に責任をもつて肩がわり——局長は肩がわりということばを使わなかつたけれども、責任をもつてやるようになったというのは、特別会計というさいふ、そこに入れるお金が促進税という税金になったというだけで、中身というか、たまたまそのものは変わっていないわけですよ。ですから、第六条で、一項は旧条文と全く同じ文言ですよ。問題は、旧条文には特に二項という一項を置いたところに具体的な意味があつたわけですよ。電力会社にも、国の金のほかに費用負担をさせることができるのだというところになつていたのに、今度それがなくなつた。いま課長さんのお話だと、特別会計になり、促進税が財源になつておるから前よりも交付するお金が多くなるし、それだけに整備計画もきちんとしていくことになるというところは、ただお金の面できつくなつた電力会社が、結局、費用負担しなくて済むようになった分が税収で取れるという意味だけで、電力会社が本来費用負担をしなればならぬ分を、促進税という形で国民に肩がわりさせた内容以外の何ものでもないんじゃないか、こういうことになつておるのじゃないか。

○小野説明員 たとえば地方公共団体が体育館等をつくる際に、電力会社がその費用を負担すると

発電所が来る。周辺の整備を住民の要求もいろいろあり、しなくちゃならぬ。ところが、その交付金の金額に応じたものしかできない。その交付金

の額というのは、それじゃどこがきめるのですか。

○小野説明員 一応交付金の直接的な額というよりも、むしろ交付金のアップリミットというふうに御理解願ったらいと思ひますが、それは一応算定要領といったようなもので、私どものほうできめるようなところになるかと思ひます。

それから、あとこの法律の第九条でございすが、第九条に「国の財政上及び金融上の援助」というのがございまして、その地帯で行ないます公共事業といひますのは、交付金によつて整備を行なつてもよろしいです、それから国の一般会計からこの第九条で補助金をもらつて整備を行なうという方法もあるわけでございます。

○増本委員 足りないところは借金しろ、こういうことになるので、発電所が来るでしょう。だから、それに基づいて、あなた方のいろいろな説明では、住民の福祉の向上をはかるために市町村の意見を聞いて県知事が自主的にによりよい環境整備をしよう、周辺整備をしようということに整備計画を自主的に判断でき、そしてそれにふさわしいだけのお金は国がめんどうを見ましよう、提案理由の説明から受けるわれわれの理解は、そういう理解であつたわけだ。

ところが、いまのあなた方の答弁でいくと、いよいよ本質がはつきりしてきて、実は先に交付金のほうがきまつて、その金額に見合うような計画しか都道府県も地方自治体も考えられない、こういう関係になるわけですね。国が責任を持つというけれども、結局、都道府県や、それぞれ各関連自治体の自主性というものは全く考えられない、そういうことにも私はなと思ひますが、そういうふうに理解しておいていいわけですね。

○小野説明員 小さな発電所をつくりまして、その周辺にあつた膨大な公共投資が行なわれるというふうなことになるかと、非常に少ない電源確保のために膨大な予算が支出される、こういうふうな結果になるわけでございますので、その辺のバランスをとるために、一応アップリミットがきめられてゐるというわけでございます。

○増本委員 それでは、この問題の具体的な中身がどうも私にはまだはつきりしないのです。地方自治体の利益になるように地方自治体の自主的な周辺整備や開発に、国が財政的に援助するということよりも責任を持つといひながら、結局、交付金の額の範囲内でしかつくりたくないような仕組みにどうもやはりなつていかざるを得ないというふうに思ひます。

この点は、アップリミットというふうに理解しろといひますから、幾らの金額の交付金を出すというふうな基準はどうやってきめるのか。それから、それとの関係で、関連自治体との関係はどういうふうにして詰めて、具体的に折衝することになるのか。その中で地方自治体の意見や考え、あるいは計画といひものは、自主的にきめるのか、いながら、その自主性はどこで担保されるのか、こういう問題は政府ではつきりさせてください。事業部長がお見えになりましたので、時間が限られていらつしやるようなので、電気料金の問題に移りたいと思ひます。

私が電源開発の費用負担をいままでお尋ねしたように、国民に転嫁していくだけでなくて、今回の電気料金の値上げ、これによつて一そう国民に負担をかけていくことになる。今回の九電力の料金値上げの理由は、申請書を見ますと、原油価格の高騰だ、こういつていますね。この原油価格問題は、いわば政府の新価格体系の土台にもなつてゐるものです。そこで、燃料費が上がつたんだ、だから値上げはやむを得ぬ、こういうふうないうならば、まず燃料費の上昇の実態を私は国民の前に明らかにすべきだといふように思ひます。しかも、それは電力に換算すれば九電力の各社別にどういふ実態になつてゐるのかといふことをはつきりさせなければならぬといふように思ひます。そういう用意があるかどうか、まず、これは政務次官に伺ひましょう。

○森下政府委員 電力料金改定、すなわち値上げの要素の中では燃料費の値上がり、このウェイトがほとんどでございます。

ただいま申請中のアップ率につきましては六二・八九％、そのうちで産業用のほうは八〇・五二、それから家庭用が三三・八六、それが申請しておる平均の数値でございますけれども、そのうちでほとんどがいわゆる油の値上りによる電気料金の改定の要求である。その内容につきましては油は、いわゆる原油計算、いわゆるコスト的には油がどのくらいの部分をお占めておるか、またどれくらい価格になつておるか、もちろんこれは出ております。その詳細につきましては係から説明させていただきますけれども、やはり油の値上りといひものは、先生御指摘のように、今回の電力料金値上げの主たる要因でございます。

○岸田政府委員 昭和四十七年度及び四十八年度上期の油の購入実績につきましては、すでに公表されております。下期の油の購入単価は、実は各社ごとに仮仕切りをいたしまして期末に決算をすゑるという形になつておりますので、なかなか確定ができませんでしたが、ごく最近に数字がまとまりましたので、これは発表できると思ひます。

○増本委員 そこで、私たちもいろいろと各社の燃料費の上昇について調査をしてみた。そうすると、やはり相当な水増しがあるといひざるを得ないと思ひます。それは政府のほうでも査定をすつと続けておられたんで、この燃料費の水増しの実態は把握されてゐると思うのですが、この内容をやはり明らかにすべきだといふように思ひます。この点をいまの段階で各社別に明確にしてほしいと思ひますが、いかがですか。

○岸田政府委員 各社の繰り込んでいます油の単価でございますが、一般的に申し上げますと、原油に付きますのはミナス油と中近東油に分かれてまして、それぞれ四月一日現在の定められた価格、これをベースにして算入をいたしておるようでございます。他方、重油につきましては、三月中旬にきまりました指導価格をベースに算入いたしております。なお、四月一日にミナスの原油が価格改定になりました。この分を若干繰り込んで

おるといふ事情でございます。私どもはそれらの内容についてそれぞれチェックをいたしております。

○増本委員 皆さんがいま把握されておる実態を、各社別に当委員会に出していただかせんか。いかがですか。

○岸田政府委員 申請の内容につきましては、すでに公示をされておりますので、それをござんたいだきたいと思ひます。

○増本委員 では、査定後、皆さんのほうの査定額とそれから電力会社の主張してゐる上昇額、この実態を各社別に、また油種別に、平均価格でいから明らかにできますか。

○岸田政府委員 査定が終つてしまつて、もし認可が行なわれましたとすれば、私どもの査定の内容は明らかにできると思ひます。

○増本委員 政府の認可の是非がいま問題になつてゐるわけですね。認可後でなくて、ひとつ認可前に関係委員会、特に当委員会にもその資料を出していただきたいと思ひますが、政務次官いかがですか。

○森下政府委員 各電力会社からの油の価格、使用量等は出されておりますし、また、特に最近では重油から、ナフサのなまだきとかまた天然ガス、いわゆる公害の少ない燃料に移行してございまして、その各社によりましていろいろな配分関係も違つてゐると思ひます。そういうものを詳細に検討して、各電力会社について電気料金をきめるわけでございますし、やはり電力料金を決定するまでは、詳細なその内容を公表することにございまして、かんべん願ひたいと思ひます。

○増本委員 それは私は納得できないですね。いま国民はみんな、政府がどういふ認可をするかといふことに心があつてゐるわけですね。この電力料金が引き金になつて、新たな物価の値上りがさらに行なわれるかもしれないという危機感を持つてい

る。だから、国会としても、政府の許認可事項ではあるけれども、その内容については是非を判断するというのは当然のことだと思ふのです。これは十分に検討して、資料を提出していただきたい。そのことをひとつ要求したいと思ふます。委員長にもしかるべく善処していただきたい。

ところで、各社とも燃料の買い付けにあつて、原油価格の為替レートを一ドル三百円にしている。いまの為替相場を見ますと、一ドル二百七十五円、八十円、九十円、こういう台ですね。この状態が急激に変動するという予見は、いまのところはないですね。当然これは実態の為替レートに合せて、少なくとも一ドル二百七十五円から二百九十円の間できちりすべきだと思ふのですが、その点は通産省はどういうふうにお考えですか。

○岸田政府委員 各社の申請の内容を点検いたしましたところ、為替レートについては一応三百円を算定根拠にしておるようでございます。私も査定の側からいいますと、原価計算期間における平均的な為替レートはどう想定すべきかというたいへんむずかしい課題を迎えるわけでございまして、御承知のとおり、為替レートは二百六十円見当から一時三百円見当まで上がり、また最近では二百八十円前後で推移しておる。かなり変動いたしております。また、将来の予想につきましても、強含み、弱含み各様の意見が私どもの耳に入っているところでございます。ただ現実論としてしましては、なるべく現在の姿に即したような為替レート、これを基本にした査定をしたら一番適当なのではないか、こういう感じを持つておるところでございます。

○増本委員 これは通産政務次官にお伺いするのですが、いまの電力料金の値上げをはじめ諸物価の値上がり、石油価格の値上がりというものを既定の事実として、しかもこれを不動の前提にしている。しかし、そこに私は問題があると思ふのであります。つまり、政府はやるべきこと、またはできることを完全にしたのかという問題があり、また、そういうことを放置しておいて新たな価格

体系に移ろうとするというところに、私は一番大きな問題があるというふうに思ひます。

何よりも一番大きな問題は、メジャーのもうけを規制するということがどうしても必要だと思ひます。御承知のように、従来は一バーレル当たりメジャーは大体五十分セントの取り分だといわれていたのが、いまはもう四ドルだと言つています。八倍にも上がつています。このメジャーは特に八〇%ぐらいのシェアを持つておるわけだから、これに対しては政府が積極的に規制をしたり強い態度で臨んでいくということをしないと、この石油価格はもうメジャーに握られて、その言いなりになつておるという実態がいつまでも解消しない。この点をまずやるのかどうか。

それからもう一つは、こうやつて石油の値段が上がつた上がつたといひながら、これは主税局長も大いに関係があるのですけれども、本年度の税制改正で石油関連諸税を一挙に引き上げました。こういうことをやるだけで石油の値段を下げるということが出来るのは、もう理屈の上で明らかだと思ふのです。こういう手だてをとるかどうかというところに、実はいま政府の態度について国民が注目をしておるのだというふうに思ふのです。この点についてはどうなんでしょうか。

○森下政府委員 御指摘のように、メジャーと民族資本系でかなり力の相違がございまして、やはりメジャーにはメジャーの長い歴史がございまして、また、民族系も全力をあげておりますけれども、まだまだメジャーの扱いに追いつかない。ただ国際的に見ました場合には、そのメジャー対民族資本の割合は、通産省も過去努力いたしまして、この民族系のウエイトがよその国に比べてかなり高くなつております。しかし、これで満足しているわけではございませんし、なお、この原油を入れる形態を見ましても、民族系はいわゆるDD原油、直接取引によつて入れておる例が非常に多いのです。残念ながら、この直接取引のほうは案外原油の単価が高い。それとまた、スポット買い等でメジャーはメジャーでマージンは高いわけ

でございますけれども、いまのところは残念ながら直接取引とかスポット買いのほうがかえつて割り高になつておるような面もございまして、今後やはり直接取引、またその自主開発、そういう方向でこのメジャーに負けないように民族資本系を助成して、安い原油が入るよう努力をしなければいけない。

こういう情勢で、やはり原油の価格は国際価格で自主的にきめるわけにもいかないし、またこの需給関係でも実は悩みが非常に多いわけでございます。何と申しましても九・七%を外国に依存しております石油でございますので、今後の問題といたしましては、先生御指摘のように、民族系をうんと強くして安い原油が安定的に入るように、それと同時に、私はやはり原油にも限度があると思ひます。やはりその代替として国産エネルギー、いわゆる水力の見直しとか、また石炭の見直し、それから地熱発電、それから効率の高い、これは安全ということを考えなければいけませんけれども、原子力発電、そういう方向に切りかえるべきである。原油というものをいわゆる電力のエネルギー源として使うことよりも、むしろ化学原料とかその他に使うほうが効率がよい、こういうような考え方でやつておりますけれども、しかし、いまの情勢ではまだまだ原油の依存部分が非常に強いということで、御説のように、いわゆるメジャーを抑えて民族系を助成してまいる、そういう方向でまいります。

○増本委員 いまメジャーと日本の石油会社との販売契約を見ましても、メジャーのさし値で価格がきまつていくという例がある。こういう契約の内容が非常に多いといわれておるわけですね。そういう実態は、通産省が一番よく御存じだと思ふのです。だから、いま、五十分セントだったのが四ドルというように八倍のうけまで取るようになった。この時点で、強腰にメジャーのもうけを削つて価格を下げるという、政府が責任を持った交渉や強い態度をとるかどうか、ここにかかつていと思ふのです。そういう手だてをおやりに

なるのかどうか。何か迂遠な、民族系をこれから強めて競争力をつけてやっていくという方向で、今日この時期の物価問題というのは解決できないのじゃないですか。いま申し上げたような手だてをとる気があるのかないのか、このところをはつきりさしてください。

○森下政府委員 ございます。実は、現在の世界の石油情勢は、昨年暮れから世界的なバニク状況になりまして、その後各国とも石油削減という方向に行つておることが現在幸ひいたしまして、日本に入る原油は多少ともふえておりますし、その備蓄も思ひのほかでございまして、いわゆる強い立場に前比べてはあつてはあつてございまして、こういう時期にはやはりメジャーに対する強気の態度、そして取引の内容を国益に沿うように努力すべきであるし、われわれも努力したい。

ただ、問題は、国が直接購入しておらない、やはり石油会社がやつておる関係で、直接介入はできませんけれども、そういうような指導のもとに、やはり安い原油、また従来のメジャー主導型の体制を改めるように努力すべく指導をしたい、そういう所存であります。

○増本委員 決意はわかりましたけれども、そのために具体的な手だてはどういうふうにおとりになるのですか。いま何かお考えになつておるところがあるのですか。

○森下政府委員 これは私ごとで恐縮なんです、前の月の二十九日から四日間、大臣の御命令でアブダジという国に参りました。いわゆる天然ガスで、ここは日本の一年間の需要の一千ワットに比べて三百年ぐらゐの天然ガスがあるであらう、詳細はわかりませんが、そういうことで天然ガスを将来特殊なタンカーをつくつて持つてくる。日本は非常に天然ガスの開発はすぐれておりますから、ナフサのなまだきとか重油を使うよりは、天然ガスのほうが効率は高いし、公害も非常に少ないというふうなことで、この方向に自主的な開発をやつていく。

また、海外の輸出保険等の制度も幸ひ国会を通

て、こういうコストアップによる電灯料金の値上げというところで、やはり上げることについての問題については、われわれといたしまして、この申請を認めないというわけにはいきませんけれども、ただ、いかにしてこの配分を福祉型の配分にするか。まあ従来からすれば、消費をむしろ奨励しておいた関係で、使えば使うほど安くなる、これも一つの考えでございましたけれども、やはり石油資源というものは将来にわたって節約すべきであるということから、あまり使わないようにしてもらいたい、節約してくださいという趣旨が通増制になっておるわけなんです。だから、民生用といえども私は、せいたく的に使われる方面にはやはり通増制によって節約をせよという趣旨は、どこに線を引くかという問題が意見の分かれるところでございますけれども、この点は十分配慮してやっていきたい。

それと、電力料金、大口、特に産業用を通増制にして、よい使いどころにぶつかけるべきじゃないかという御意見もございまして、これとでも、やはり産業といえども生活必需品とかいろいろ製品をつくっております。もちろん国民生活に必要な基礎資材とか生活用物資もつくっておる会社もございまして、やはりあまりコストを上げることは、また別の形において国民生活にはね返ってくる。だから、一がい大口需要がけしからぬ、また大口需要によいかけをすべきであるということも私は言えないと思ひます。

ただ問題は、ほんとうに理想とすべきは、やはり電気の、原動力のエネルギーが過去におきますように安く、しかも無限に入るような体制で、できるだけ産業の発展のために惜しみなく使っていく、こういう形が好ましいと思ひますけれども、残念ながら、現在の世界のエネルギー資源というのはそういうことが許されないという中で、今回の電力また電灯料金の決定でございます。といって、これを一年ごとに変えることももちろんできませんし、かなりの長期にわたって据え置かなくては

はいけないということから、いろいろ勘案して、ただいま現在だけのすべてのデータからも考えられない。といって、もう数十年にわたって電料金を据え置くためのデータというものを求めるわけにもいけません。実は非常に苦慮はしております。

そういうことで、第一に考えなければいけないのは、国民大衆に今回の電気料金値上げによって迷惑をかけないという福祉型の精神というものは貫いていきたい、こういうことで現在作業を進めております。御趣旨に沿うように全力をあげたい、こういうことを申し上げまして御了解を得たいと思ひます。

○増本委員 御趣旨で、私の趣旨を言うといふ言つたような話になるのですが、それをやる以外にないと思うのですよ。

そこで、いまの政務次官のお話でいきますと、私もせんだって次官に、一万人の署名を持って陳情をいたしましたね。きょうも一万五千の署名を持って大阪からわざわざ陳情に見えて、傍聴もしている。こういう一般国民消費者、こういう人たちはほんとうにそれで納得できるのかということですね。通増制はおやめにならない、大企業に充分な負担をさせるという点もちゅうちょをされる。それでどうして私の言つたような趣旨を体して全力を尽くしたいという結論になるのか、私自身はたいへん疑問であります。

もう一つお伺いしますが、いま電気には電気税がかかっているわけですね。私は電気税をこそこれは撤廃し、大口電力に対するいまの特別措置は別途ちゃんと求めるべきであるし、それに必要な財源というものは十分確保できるというように思ふんです。この点は、自治省お見えになつていましたね、自治省と、それからいまこの時点で電力に直接関係をお持ちですから、ひとつ通産省のほうの御意見も伺いたいと思ひます。

○山下政府委員 電気税は電気の消費と消費する人の所得との間に相関関係がございしますので、そ

の相関関係に着目をして、消費段階で担税力を見出して課税するという性格の税でございます。まして、一面、地方財政の観点から見しても、普遍的、安定的な税源でございまして、市町村の非常に重要な税源になつております。したがういまして、これを廃止いたしますことは、地方財政の現況から困難であると考えております。ただ、電気税が一般家庭用の零細負担者にも課税されるというような点はできるだけは正すべきであるかと考えますので、免税点の制度を活用いたしまして、零細負担の排除につとめたいというふうに考えております。

また、産業用電力の問題でございますが、産業用電力に対して非課税措置をいま講じておりますのは、原料課税になりますために価格に転嫁するというような点を考慮して非課税にいたしているわけでございますが、経済情勢の変化や社会情勢の変化もございまして、この産業用電力の非課税制度といふものは極力整理していくべきものだと考えておりまして、そのように努力してまいりました。が、今後ともさらにそういう方向で努力をいたしたいというふうに考えております。

○増本委員 前半の御意見は、きょう午前中の商工委員会を通産大臣自身が、来年度は撤廃のために努力すると言つて答弁してはいるのですよ、電気税については、そういう方向で皆さんのほうで検討できないものですかね、次官どうですか。

○森下政府委員 通産省の側から見ればそういうことになりましたけれども、やはり地方財政のことを考えました場合に、ここで私は大きな声で撤廃をすべきであるといふことの発言はちよつとちゅうちよするわけでございます。その点ひとつ御了承を願ひたいと思ひます。(増本委員「努力するかどうかですよ、あなたの政治姿勢を開きましよう」と呼ぶ)

もちろん税率はだんだん下がっております。それから免税点も毎年ずつと上がっております。一挙に取りはすすことができるかどうか、私の考

え方としては撤廃の方向に努力をいたします。

○増本委員 そこで、こういうようにいま国民の重大な関心が電気料金に向けられているわけですが、けれども、そういう中でエネルギーの確保のために発電所の建設の増加を進めていかなくちゃならない、あるいはそのために周辺の整備も中心にやらないといふことで、今度の促進税を中心にした法案が当委員会にかかつているわけですが、この本体になる周辺整備法自身が、いまの若干の質疑の中でも非常に不明確な点が私にはあると思ひますし、電力会社とその費用負担を結局免除させて、改悪にひたしようなことも平気でやつて、そして税金で国民に全部負担を転嫁していくといふようなやり方になつて、このところはいへん私は重大な問題だといふように思ひます。この点は政府に再考を求めたいと思ひますし、しかも、先ほど明らかにしてほしいとして指摘した整備計画に関連するいろいろな問題の積み残しがあります。その点は通産省から資料をもらひ、そしていろいろまた説明も聞いた上で、あらためて質疑をさせていただきたいと思ひます。

きょうは、この程度で終わります。

○安倍委員長 次回は、来たる二十一日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十一分散会

昭和四十九年五月三十日印刷

昭和四十九年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K